



ひとり親家庭の支援について

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

平成26年3月

ひとり親家庭の主要統計データ等	3
ひとり親家庭等の自立支援策の体系	10
母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法	11
I 子育て・生活支援	13
1 母子自立支援員による相談・支援	14
2 母子家庭等日常生活支援事業	15
3 ひとり親家庭生活支援事業	16
4 母子生活支援施設の概要	18
5 子育て短期支援事業の概要	20
II 就業支援	21
○ 母子家庭に対する主な就業支援について	22
1 マザーズハローワーク事業	27
2 母子家庭等就業・自立支援事業	28
3 母子自立支援プログラム策定等事業	29
4 自立支援教育訓練給付金	30
5 高等職業訓練促進給付金	31
○ 母子家庭の母の就業支援を図る優良企業等の表彰	33
III 養育費の確保	34
○ 母子家庭等の養育費確保に関する取り組み	35
IV 経済的支援	47
1 児童扶養手当制度の概要	48
2 母子寡婦福祉貸付金の概要	53
V ひとり親家庭施策の在り方の見直し	56
(参考資料)	64

ひとり親家庭の主要統計データ(平成23年全国母子世帯等調査の概要)

- 「平成23年度全国母子世帯等調査」によると、母子世帯は123.8万世帯、父子世帯は22.3万世帯(推計値)。
- 主要なデータは次のとおり。

	母子世帯	父子世帯
1 世帯数(推計値)	123.8万世帯	22.3万世帯
2 ひとり親世帯になった理由	離婚 80.8% 死別 7.5%	離婚 74.3% 死別 16.8%
3 就業状況	80.6%	91.3%
うち 正規の職員・従業員	39.4%	67.2%
うち 自営業	2.6%	15.6%
うち パート・アルバイト等	47.4%	8.0%
4 平均年間収入(母又は父自身の収入)	223万円	380万円
5 平均年間就労収入(母又は父自身の就労収入)	181万円	360万円
6 平均年間収入(同居親族を含む世帯全員の収入)	291万円	455万円

(出典)平成23年度全国母子世帯等調査

※ 上記は、母子又は父子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯、父子世帯の数。

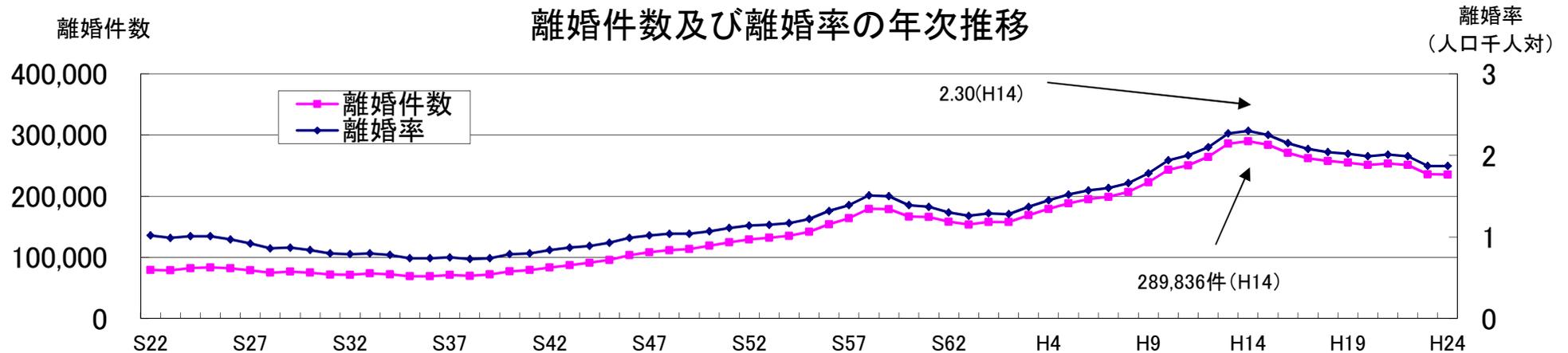
母子のみにより構成される母子世帯数は約76万世帯、父子のみにより構成される父子世帯数は約9万世帯。(平成22年国勢調査)

※ 「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、平成22年の1年間の収入。

母子家庭と父子家庭の現状

- 母子のみにより構成される母子世帯数は約76万世帯、父子のみにより構成される父子世帯数は約9万世帯（平成22年国勢調査）
- 母子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯数は約124万世帯、父子世帯数は約22万世帯（平成23年度全国母子世帯等調査による推計）
- 児童扶養手当受給者数は約108.3万人（平成25年3月末現在、福祉行政報告例）
- 母子世帯になった理由は、離婚が約8割、死別は約1割、父子世帯になった理由は、離婚が7割、死別が約2割
 ※昭和58年では母子世帯で離婚約5割、死別約4割、父子世帯で離婚約5割、死別約4割
- 離婚件数は約23万5千件（平成24年人口動態統計（確定数））
 従来、増加傾向にあったが、平成15年から概ね減少傾向。
- 離婚率（人口千対）は1.87。アメリカ（3.6）、イギリス（2.05）、韓国（2.3）
 フランス（2.04）、ドイツ（2.48）より低く、イタリア（0.90）よりは高い水準。

離婚件数及び離婚率の年次推移



※平成24年は概数値。

(就労の状況) … 平成23年度全国母子世帯等調査

○母子家庭の約81%、父子家庭の約91%が就労

(海外のひとり親家庭の就業率)

アメリカ(73.8%)、イギリス(56.2%)、フランス(70.1%)、イタリア(78.0%)、
オランダ(56.9%)、ドイツ(62.0%) OECD平均(70.6%) ※OECD「Babie and Bosses」より(2005年)

○就労母子家庭のうち、「正規の職員・従業員」は39%、「パート・アルバイト等」は47%
就労父子家庭のうち、「正規の職員・従業員」は67%、「パート・アルバイト等」は8%

(収入の状況)

○母子家庭の母自身の平均年収は223万円(うち就労収入は181万円)、父自身の平均年収は380万円(うち就労収入は360万円)(平成23年度全国母子世帯等調査)

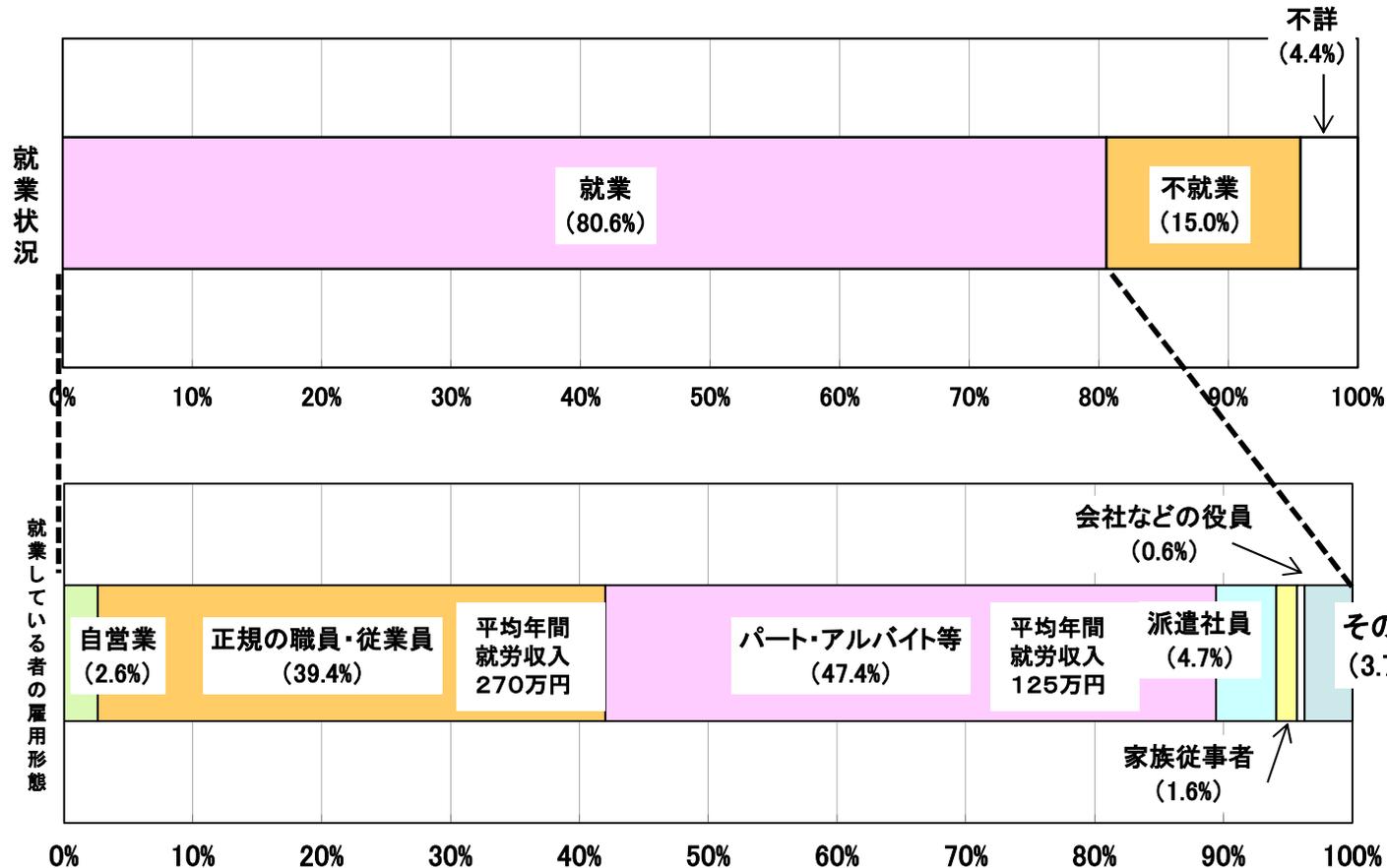
○生活保護を受給している母子世帯及び父子世帯はともに約1割

(養育費と面会交流の状況) …平成23年度全国母子世帯等調査

	(離婚母子家庭)	(離婚父子家庭)
・養育費の取り決めをしている	: 約38%	約18%
・養育費を現在も受給している	: 約20%	約4%
・面会交流の取り決めをしている	: 約23%	約16%
・面会交流を現在も行っている	: 約28%	約37%

母子家庭の就業状況

- 母子家庭の80.6%が就業。「正規の職員・従業員」が39.4%、「パート・アルバイト等」が47.4%（「派遣社員」を含むと52.1%）と、一般の女性労働者と同様に非正規の割合が高い。
- より収入の高い就業を可能にするための支援が必要。



(参考)
 非正規の職員・従業員の割合
 男女計 35.2%
 男 19.7%
 女 54.5%
 ※非正規は、パート・アルバイト、
 派遣社員、契約社員・嘱託など

(出典)
 労働力調査(詳細集計)平成24年平均(速報)

(出典)平成23年度全国母子世帯等調査

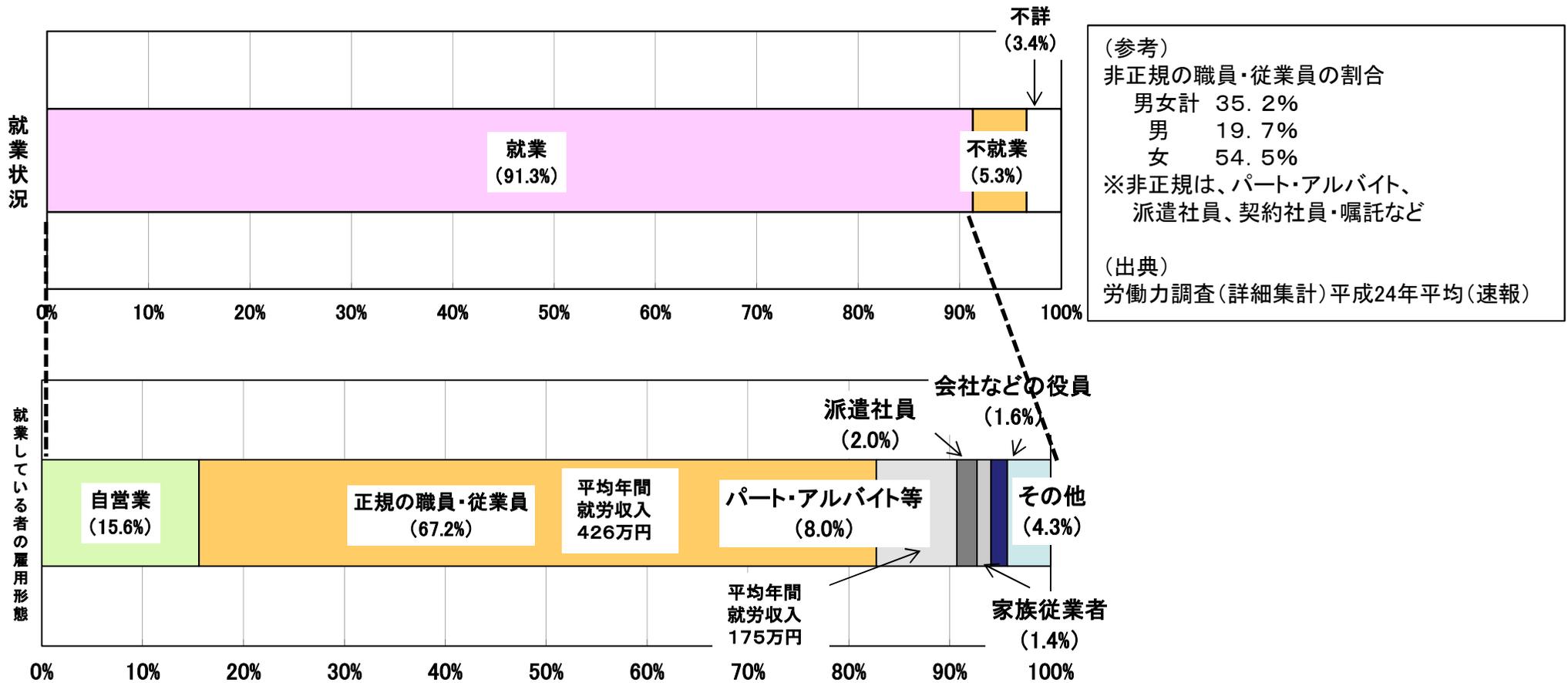
※参考《海外のひとり親家庭の就業率》

アメリカ 73.8%、イギリス 56.2%、フランス 70.1%、
 イタリア 78.0%、オランダ 56.9%、ドイツ 62.0%

OECD平均 70.6% OECD「Babies and Bosses」より(2005年)

父子家庭の就業状況

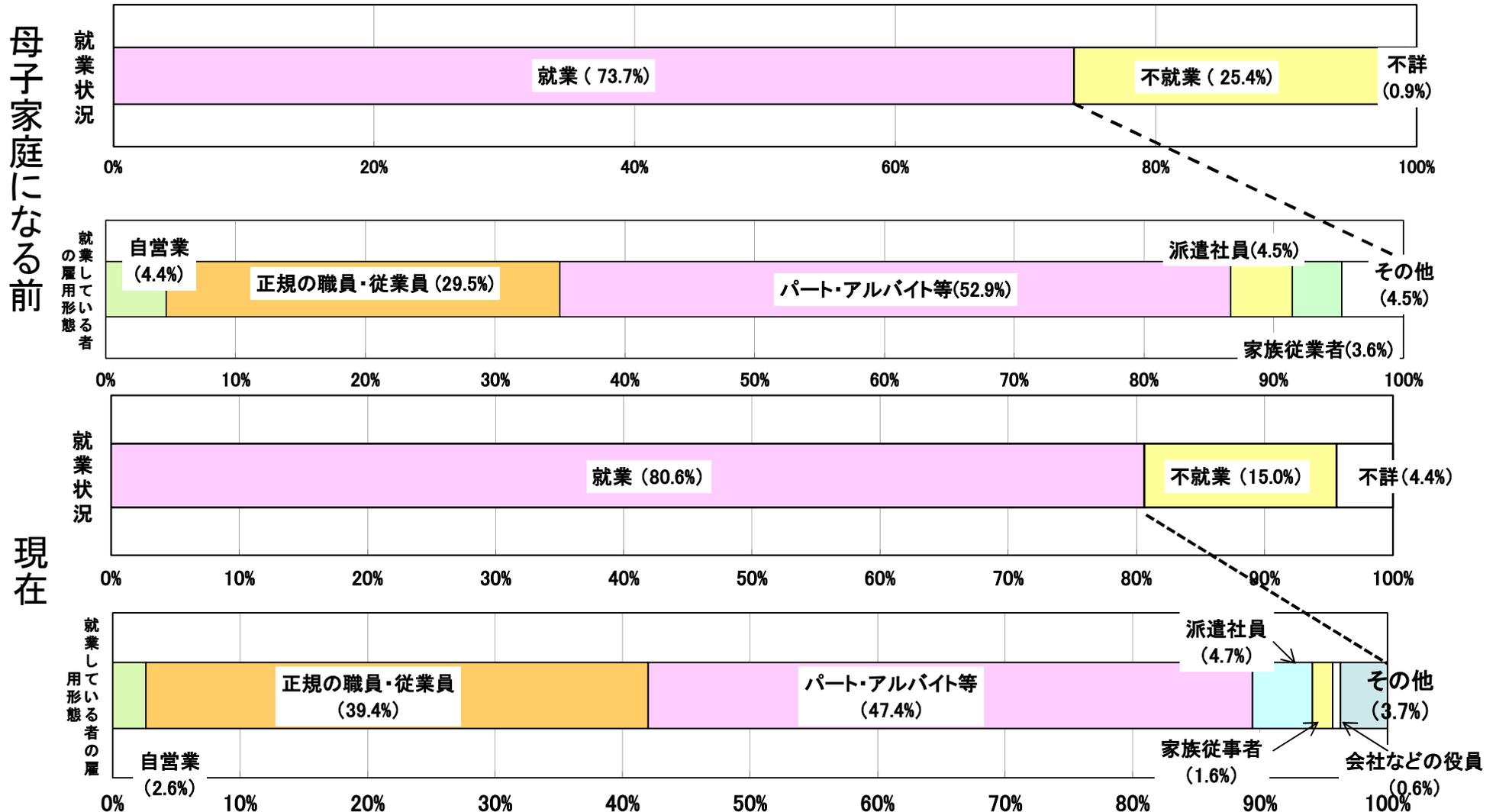
- 父子家庭の91.3%が就業。「正規の職員・従業員」が67.2%、「自営業」が15.6%、「パート・アルバイト等」が8.0%。
- 父子家庭の父の中にも就業が不安定な者がおり、そのような者への就業の支援が必要。



(出典)平成23年度全国母子世帯等調査

母子家庭になる前後の就業状況・雇用形態

- 母子家庭になる前の不就業は25.4%、現在では15.0%であり、10.4ポイント減。
- 母子家庭になる前の正規は29.5%、現在では39.4%であり、9.9ポイント増。
- 母子家庭になる前の非正規は57.4%、現在では52.1%であり、5.3ポイント減。



(出典) 平成23年度全国母子世帯等調査

母子家庭の現状(所得状況)

○母子世帯の総所得は年間250.1万円。「全世帯」の46%、「児童のいる世帯」の36%に留まる。
(平成24年国民生活基礎調査)

○その大きな要因は「稼働所得」が少ないこと。稼働所得は「児童のいる世帯」の29%に留まる。

※ひとり親家庭の相対的貧困率は50.8%と、高い水準となっている。

所得の種類別1世帯当たり平均所得金額及び構成割合

	総所得	稼働所得	公的年金・ 恩給	財産所得	年金以外の 社会保障 給付金	仕送り・ 企業年金・ 個人年金・ その他の所得
	1世帯当たり平均所得金額(単位:万円)					
全世帯	548.2	409.5	100.7	16.3	8.6	13.2
児童のいる世帯	697.0	626.2	27.1	11.2	25.8	6.8
母子世帯	250.1	183.0	11.8	2.0	49.3	4.0
	1世帯当たり平均所得金額の構成割合(単位:%)					
全世帯	100.0	74.7	18.4	3.0	1.6	2.4
児童のいる世帯	100.0	89.8	3.9	1.6	3.7	1.0
母子世帯	100.0	73.2	4.7	0.8	19.7	1.6

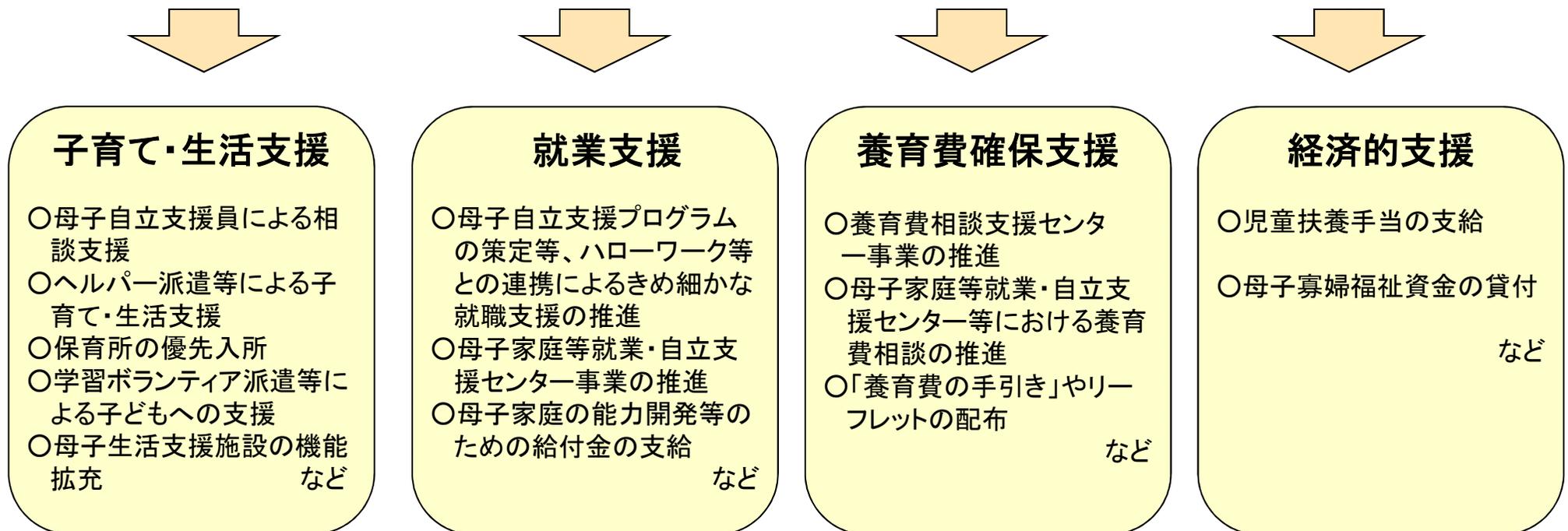
(出典) 平成24年国民生活基礎調査

※上記の表における母子世帯は、死別・離別・その他の理由で、現に配偶者のいない65歳未満の女と20歳未満のその子のみで構成している世帯をいう。

ひとり親家庭等の自立支援策の体系

- 平成14年に母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法等を改正し、「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化。
- 具体的には、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進中。

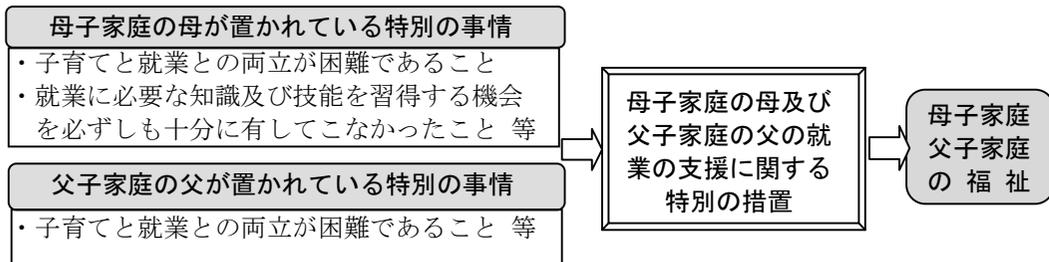
母子家庭及び寡婦自立促進計画（地方公共団体が国の基本方針を踏まえて策定）



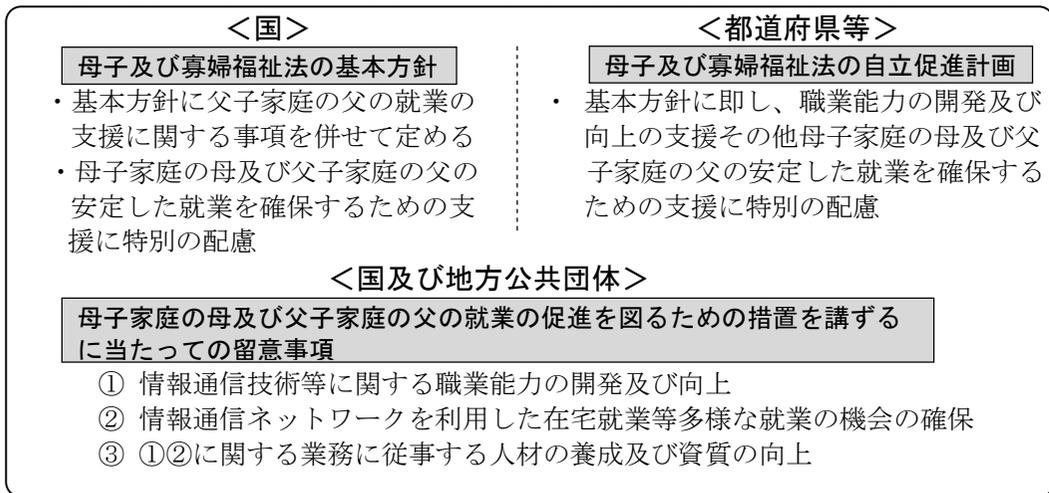
母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法について

成立日 平成24年9月7日
 公布日 平成24年9月14日
 施行日 平成25年3月1日

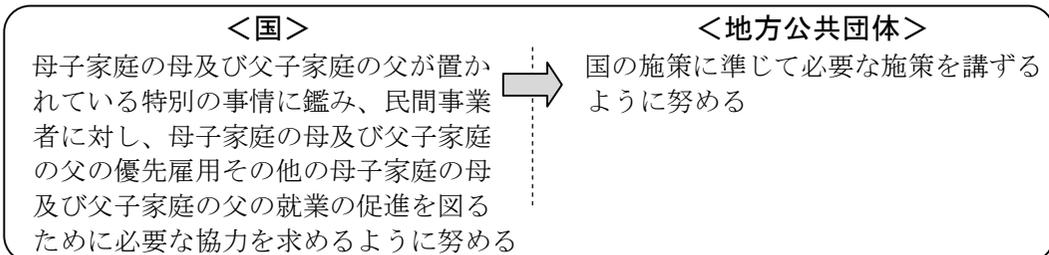
1. 目的



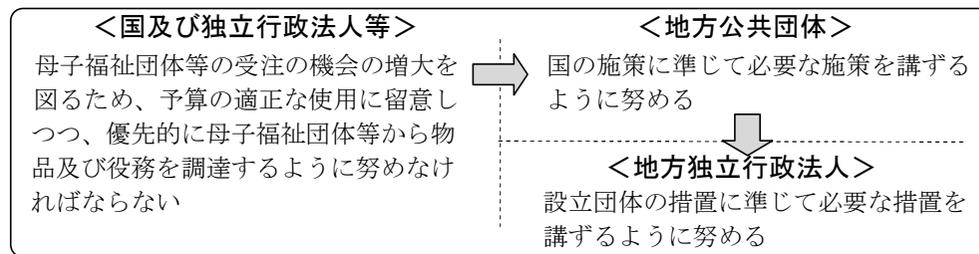
2. 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の充実



3. 民間事業者に対する協力の要請



4. 母子福祉団体等の受注機会の増大への努力



5. 財政上の措置等

国は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るため必要な財政上の措置等を講ずるように努めなければならない

6. その他

- この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する
- その他所要の規定の整備を行う

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の施行について

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法(平成24年法律第92号)を着実に実施するため、母子及び寡婦福祉法等に基づくひとり親家庭への就業支援とあわせて、以下の取組を実施。

項目	国で実施する事項	地方公共団体へ実施を要請する事項
母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の充実(第2条・第3条関係)	○ 母子及び寡婦福祉法の基本方針を特別措置法の施行日(平成25年3月1日)に改正・適用すること。	○ 都道府県等で策定している母子及び寡婦福祉法の自立促進計画について、今後、適時、改正後の基本方針を踏まえて改正すること。
母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の実施の状況の公表(第4条関係)	○ 施策の実施状況について、毎年フォローアップを実施するとともに、年に一度厚生労働省ホームページにおいて公表すること。	○ 施策の実施状況に関するフォローアップのために必要な実績の把握等に協力すること。
民間事業者に対する協力の要請(第5条関係)	○ 団体・事業者に対して母子家庭の母等の就業促進に向けた協力を要請すること。 ○ 国が非常勤職員等を公募する場合に、求人情報を都道府県等の母子家庭等就業・自立支援センターへ提供すること。	○ 国に準じて左記の取組を行うこと。(第7条関係)
母子福祉団体等の受注機会の増大への努力(第6条関係)	○ 予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子福祉団体等から物品・役務を調達するよう努めること。	○ 国に準じて左記の取組を行うこと。(第7条関係) ※ 地方独立行政法人においても同様の措置を講ずる。(第7条第2項)
財政上の措置(第8条関係)	○ 必要な財政上の措置を講じるよう努めること。	—

I 子育て・生活支援

1 母子自立支援員による相談・支援

設 置

母子及び寡婦福祉法に基づき、都道府県知事、市長及び福祉事務所設置町村長が母子自立支援員を委嘱。

(勤務場所) 原則、福祉事務所

(設置状況) 1,622人(常勤422人、非常勤1,200人)

職 務

ひとり親家庭及び寡婦に対し、

- 母子及び寡婦福祉法及び生活一般についての相談指導等
- 職業能力の向上及び求職活動等就業についての相談指導等
- その他自立に必要な相談支援
- 母子寡婦福祉資金の貸付けに関する相談・指導

相談件数(平成24年度)

		生活 一般	再掲			児童	経済的支 援・生活援 護	再掲		その他	合計
			うち就 労	うち配偶者 等の暴力	うち養 育費			うち母子寡婦 福祉資金	うち児童扶 養手当		
母子・ 寡婦	件数	216,301	79,860	15,444	7,701	71,203	462,110	311,197	93,263	25,264	774,878
	割合	27.9%	10.3%	2.0%	1.0%	9.2%	59.6%	40.2%	12.0%	3.3%	100.0%
父子	件数	3,777	661	68	128	2,726	5,817	—	3,930	220	12,540
	割合	30.1%	5.3%	0.5%	1.0%	21.7%	46.4%	—	31.3%	1.8%	100.0%
合計	件数	220,078	80,521	15,512	7,834	73,929	467,927	311,197	97,193	25,484	787,418
	割合	27.9%	10.2%	2.0%	1.0%	9.4%	59.4%	39.5%	12.3%	3.2%	100.0%

2 母子家庭等日常生活支援事業

創 設:昭和50年度
 実 件 数:4,455件(平成24年度)
 延べ件数:51,850件(平成24年度)

目的・概要

母子家庭、父子家庭及び寡婦が、安心して子育てをしながら生活することができる環境を整備するため、修学や疾病などにより一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において児童の世話などを行う事業。

(1) 支援の対象、内容

○支援の対象

- ・一時的に家事援助、保育のサービスが必要な場合
- ・技能習得のための通学や就職活動
- ・病気や事故、冠婚葬祭や出張 など

○支援の内容

- ・乳幼児の保育
- ・食事の世話
- ・身の回りの世話
- ・生活必需品等の買物 など

<利用料(1時間当たり)>

	子育て支援	生活援助
生活保護世帯、市町村民税非課税世帯	0円	0円
児童扶養手当支給水準世帯	70円	150円
上記以外の世帯	150円	300円

(2) 実施主体

○都道府県、市町村

<委託先等>

(平成24年度)

	都道府県	指定都市・中核市	市町村
直接実施	—	1自治体	25自治体
母子寡婦福祉団体	28自治体	27自治体	778自治体
その他の団体	—	15自治体	126自治体
未実施	19自治体	18自治体	757自治体

※市町村分については、複数の団体に委託している自治体数を含む。

3 ひとり親家庭生活支援事業

創 設:平成8年度
実施自治体数:813か所(平成24年度)

目的・概要

ひとり親家庭は、児童の養育や健康面の不安など生活の中に多くの問題を抱えており、また、ひとり親家庭の児童は、親との死別、離別という事態に直面し、精神的にも不安定な状況にある。このことから、生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図るため、地方公共団体が、ひとり親家庭の地域での生活について総合的に支援を行うひとり親家庭生活支援事業を実施。

(1)ひとり親家庭相談支援事業(延べ件数:11,877件)

ひとり親家庭は、平日や日中に就業や子育てを抱えており、また健康面において不安を抱えていても働かなければ生活を維持することが困難な状況にあり、こうした負担等が要因となって、体調を崩したり、親子関係に問題が生じるなどして、生活に困難が生じている場合も少なくない。こうしたひとり親家庭が直面する課題に対応するため相談支援を実施する。

(2)生活支援講習会等事業(延べ件数:17,333件)

ひとり親家庭が、就労や家事等日々の生活に追われ、育児や母親・児童の健康管理などに十分に行き届かない面があることを補うため、生活支援に関する講習会を開催する。

(3)児童訪問援助事業(延べ件数:772件)

ひとり親家庭の児童は、親との死別・離婚等により心のバランスを崩し、不安定な状況にあり、心の葛藤を緩和し、地域での孤立化を防ぎ、新しい人間関係を築くなどの援助を必要としている。こうした状況を踏まえ、ひとり親家庭の児童が気軽に相談することのできる児童訪問援助員(ホームフレンド)を児童の家庭に派遣し、児童の悩みを聞くなどの生活面の支援を行う。

(4)学習支援ボランティア事業(延べ件数:638件)

ひとり親家庭の児童等は、精神面や経済面で不安定な状況におかれることにより、学習や進学意欲が低下したり、十分な教育が受けられず、児童等の将来に不利益な影響を与えかねない。

このため、ひとり親家庭の児童等の学習を支援したり、児童等から気軽に進学相談等を受けることができる大学生等のボランティアを児童等の家庭に派遣する。(平成24年度新規事業)

(5)ひとり親家庭情報交換事業(開催回数:435回)

ひとり親家庭になって間もない家庭は、生活環境の変化が著しく、親自身が生活の中で直面する問題にひとりで悩み、精神面でも不安定な状況にある。このことから、ひとり親家庭が定期的に集い、お互いの悩みを打ち明けたり相談し合う場を設ける。

学習支援ボランティア事業

【事業内容】

- ひとり親家庭の児童等は、精神面や経済面で不安定な状況におかれていることにより、学習や進学への意欲が低下したり、十分な教育を受けられず、児童等の将来に不利益な影響を与えかねない。
 - このため、ひとり親家庭の児童等の学習を支援したり、児童等から気軽に進学相談等を受けることができる大学生等のボランティアを児童等の家庭に派遣する。
 - 対象者は、ひとり親家庭の児童（必要に応じ、親も対象とすることができる）。
- ※母子家庭等対策総合支援事業「ひとり親家庭生活支援事業」の中のメニューとして実施

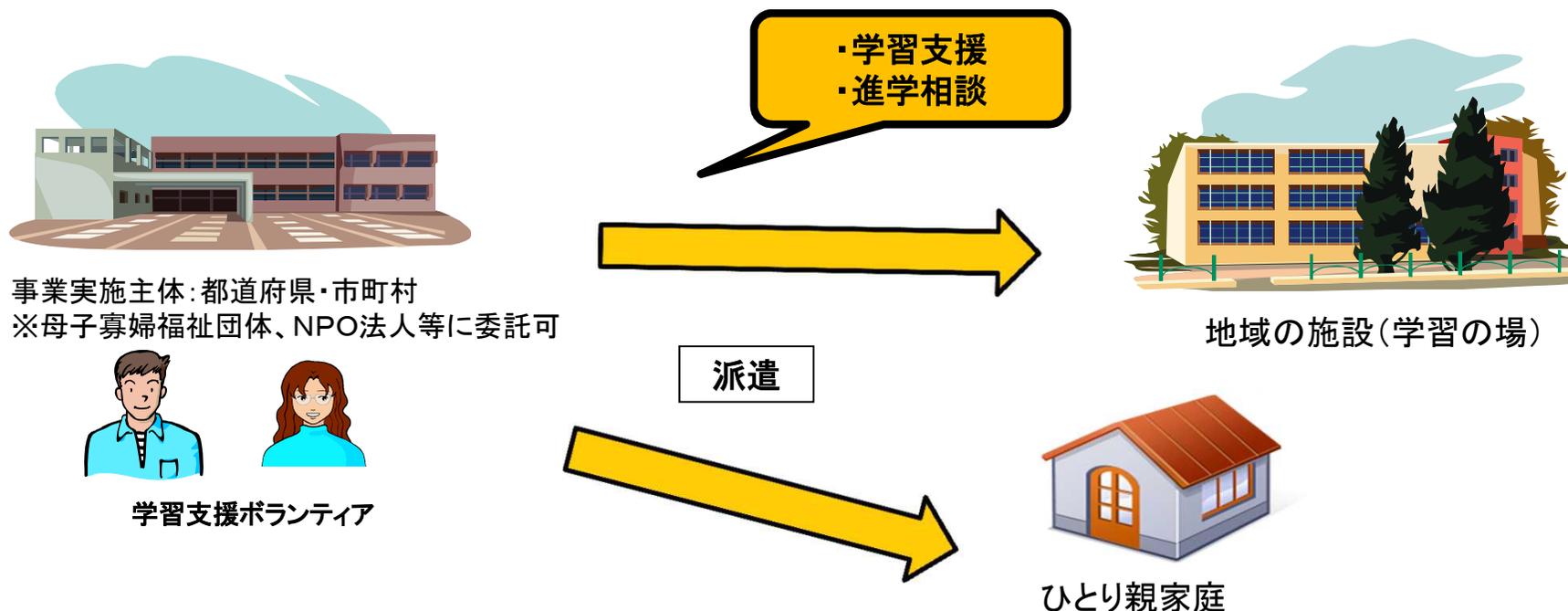
【沿革】平成24年度創設

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市町村

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2

国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

【26年度予算案額】母子家庭等対策総合支援事業（9,095百万円）の内数



4 母子生活支援施設

施設数：256か所
定員：5,209世帯
現員：3,861世帯
(H24年度末現在)

目的

母子生活支援施設は、「配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする施設」(児童福祉法第38条)である。

児童(18歳未満)及びその保護者(配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子)が対象であるが、児童が満20歳に達するまで在所させることができる。

(1) 入所手続き

○母子生活支援施設への入所は、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が児童福祉法に基づいて行う入所契約により行われる。

(2) 職員配置等

○母子生活支援施設には、各母子世帯の居室のほかに集会・学習室等があり、母子支援員、保育士(保育所に準ずる設備のある場合)、少年指導員兼事務員、調理員等、嘱託医を配置。

○その他加算等

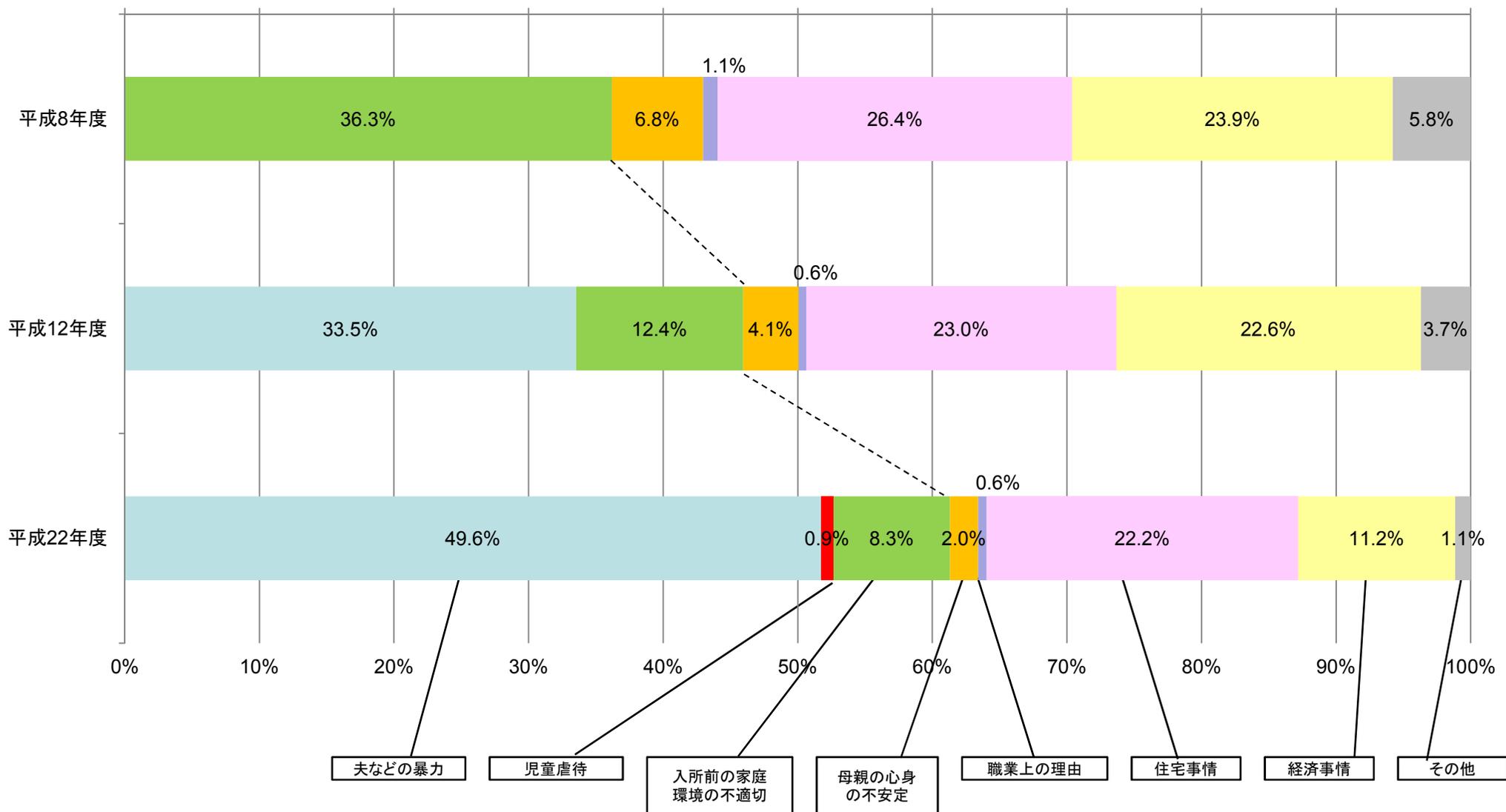
・小規模分園型(サテライト)母子生活支援施設運営費

母子生活支援施設に入所する母子家庭のうち、早期の自立が見込まれる者について地域社会の中の小規模な施設で生活することによって自立を促進。

・特別生活指導費加算・障害のある親等処遇が困難な母子については、手厚い保護・指導が必要であることから、母子支援員を加配。

・被虐待児受入加算・虐待を受けた子どもについては、入所当初の関わりが特に重要なことから、職員との信頼関係の構築及び愛着の形成などのため、虐待を受けた子どもへの支援の充実を図るため、その受入児童数(入所後1年間)に応じて、職員の雇上や日常諸費等を支弁。

母子生活支援施設の入所理由別入所状況の推移



資料：全国母子生活支援施設実態調査（社会福祉法人全国社会福祉協議会調べ）

※平成8年度調査においては、「夫などの暴力」及び「児童虐待」の調査項目はない。

平成12年度調査においては、「児童虐待」の調査項目はない。

5 子育て短期支援事業

母子家庭等が安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するため、市町村が一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）事業を実施。

(1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業。

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
実施か所数	364か所	430か所	511か所	546か所	592か所	610か所	614か所	651か所	672か所

※ 平成24年度は交付決定ベース

※ 母子家庭以外の利用者も利用可能

(2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
実施か所数	134か所	210か所	236か所	268か所	311か所	327か所	329か所	354か所	363か所

※ 平成24年度は交付決定ベース

※ 母子家庭以外の利用者も利用可能

Ⅱ 就業支援

母子家庭の母等に対する主な就業支援について(平成25年度)

就業相談・職業紹介等	職業訓練等	給付金等	雇用保険給付(被保険者)
マザーズハローワーク事業 (173か所) <ul style="list-style-type: none"> ●母子家庭の母等の支援機関への出張相談、託児付きセミナーの開催 	国及び都道府県が行う公共職業訓練 <ul style="list-style-type: none"> ●託児サービスを付加した委託訓練の実施。また、訓練受講生のうち、自立支援プログラムの対象者に対し、ビジネスマナーや職業適性検査等の準備講習を付加した職業訓練を実施。 ●母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースを全国3か所で実施(東京都、大阪府、兵庫県) 	職業転換給付金 (訓練手当、職場適応訓練費) <ul style="list-style-type: none"> ●母子家庭の母になって3年以内に安定所に出頭して求職の申込みをし、安定所長の指示により職業訓練を受ける者等に支給 	基本手当 <ul style="list-style-type: none"> ●労働契約が更新されずに離職した有期労働者について、給付日数増加 ●解雇等による離職者について、年齢や地域を踏まえ、特に就職が困難な場合に給付日数を60日延長
ハローワークに福祉人材コーナーを設置 (59か所) <ul style="list-style-type: none"> ●福祉分野(介護・医療・保育)について担当者制も活用した職業相談・職業紹介 ●同コーナーを設置していないハローワークにおいても、求人情報の提供や必要に応じて福祉人材コーナーの利用勧奨等を実施。 	職業訓練中のひとり親に対する託児サービスの提供 <ul style="list-style-type: none"> ●母子家庭等就業・自立支援センターにおいて職業訓練に参加するひとり親の子どもの託児サービスを提供する。 ●母子家庭等日常生活支援事業の事業提供体制を充実(研修経費、託児場所の借り上げ費用等)し、職業訓練に参加するひとり親の子どもの託児サービスを提供する。 	高等技能訓練促進費等事業 <ul style="list-style-type: none"> ●2年以上の養成機関に修業する間の生活費の負担軽減のための給付金を支給 <ul style="list-style-type: none"> ・支給額 市町村民非課税世帯月額：100,000円 // 課税世帯月額：70,500円 ・支給期間 修学する期間の全期間(上限2年) 	再就職手当 <ul style="list-style-type: none"> ●早期に再就職した場合に支給する再就職手当の給付率の引上げ 給付額：基本手当日額×支給残日数×5/10または6/10
ハローワークにおける職業紹介等 <ul style="list-style-type: none"> ●就職支援ナビゲーターによる個別支援 ●トライアル雇用の活用 ●公的職業訓練の受講あっせん 	母子家庭等就業・自立支援センター事業 <ul style="list-style-type: none"> ●就業相談、職業紹介の実施、就業情報の提供を実施。 ●就業準備に関するセミナー等の開催 ●養育費の取得率の向上を図るための特別相談を実施 	自立支援教育訓練給付金事業 <ul style="list-style-type: none"> ●教育訓練講座修了後に受講料の2割を支給。 	受給資格要件の緩和 <ul style="list-style-type: none"> ●労働契約が更新されずに離職した有期労働者について給付の受給資格要件の緩和(被保険者期間12月→6月)
就職・社会活動困難者への訪問支援等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ●就業に至らない母子家庭を戸別訪問する職員を福祉事務所に配置し、生活相談を行うとともに、就業支援施策等へと結びつける。 	在宅就業の支援 <ul style="list-style-type: none"> ●情報サイトを通じた在宅就業に関する情報の提供 ●在宅就業者に対するスキルアップ支援 ●在宅就業に関する相談対応 ●ひとり親家庭等の在宅就業を積極的に推進する地方自治体に対しての支援の実施 	母子寡婦福祉貸付金 <ul style="list-style-type: none"> ●母子家庭及び寡婦の自立を促進するため、修学資金や生活資金等を貸付け 	母子家庭の母等を雇用する事業主に対する支援
母子家庭等就業・自立支援センター事業 <ul style="list-style-type: none"> ●就業相談、職業紹介の実施、就業情報の提供を実施。 ●就業準備に関するセミナー等の開催 ●養育費の取得率の向上を図るための特別相談を実施 	求職者支援制度 <ul style="list-style-type: none"> ●雇用保険を受給できない方々等に対する職業訓練(求職者支援訓練等)の実施 ●職業訓練期間中の給付【職業訓練受講給付金】(受講手当月10万円、通所手当(通所経路に応じた所定額))※一定の支給要件あり 	母子寡婦福祉貸付金 <ul style="list-style-type: none"> ●母子家庭及び寡婦の自立を促進するため、修学資金や生活資金等を貸付け 	助成金
就職・社会活動困難者への訪問支援等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ●就業に至らない母子家庭を戸別訪問する職員を福祉事務所に配置し、生活相談を行うとともに、就業支援施策等へと結びつける。 	求職者支援制度 <ul style="list-style-type: none"> ●雇用保険を受給できない方々等に対する職業訓練(求職者支援訓練等)の実施 ●職業訓練期間中の給付【職業訓練受講給付金】(受講手当月10万円、通所手当(通所経路に応じた所定額))※一定の支給要件あり 	母子寡婦福祉貸付金 <ul style="list-style-type: none"> ●母子家庭及び寡婦の自立を促進するため、修学資金や生活資金等を貸付け 	特定求職者雇用開発助成金 <ul style="list-style-type: none"> ●母子家庭の母等をハローワーク等の紹介により雇入れた事業主に対して、賃金の一部を助成
母子家庭等就業・自立支援センター事業 <ul style="list-style-type: none"> ●就業相談、職業紹介の実施、就業情報の提供を実施。 ●就業準備に関するセミナー等の開催 ●養育費の取得率の向上を図るための特別相談を実施 	求職者支援制度 <ul style="list-style-type: none"> ●雇用保険を受給できない方々等に対する職業訓練(求職者支援訓練等)の実施 ●職業訓練期間中の給付【職業訓練受講給付金】(受講手当月10万円、通所手当(通所経路に応じた所定額))※一定の支給要件あり 	母子寡婦福祉貸付金 <ul style="list-style-type: none"> ●母子家庭及び寡婦の自立を促進するため、修学資金や生活資金等を貸付け 	トライアル雇用奨励金 <ul style="list-style-type: none"> ●母子家庭の母等又は父子家庭の父をハローワークの紹介により試用雇用(原則3か月)する事業主に対して月額最大4万円を支給
就職・社会活動困難者への訪問支援等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ●就業に至らない母子家庭を戸別訪問する職員を福祉事務所に配置し、生活相談を行うとともに、就業支援施策等へと結びつける。 	求職者支援制度 <ul style="list-style-type: none"> ●雇用保険を受給できない方々等に対する職業訓練(求職者支援訓練等)の実施 ●職業訓練期間中の給付【職業訓練受講給付金】(受講手当月10万円、通所手当(通所経路に応じた所定額))※一定の支給要件あり 	母子寡婦福祉貸付金 <ul style="list-style-type: none"> ●母子家庭及び寡婦の自立を促進するため、修学資金や生活資金等を貸付け 	キャリアアップ助成金 <ul style="list-style-type: none"> ●有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者(正規雇用の労働者以外の無期雇用労働者を含む。)の企業内のキャリアアップを促進するため、正規雇用への転換、人材育成、処遇改善などの取組を実施した事業主に対して包括的に助成 <ol style="list-style-type: none"> ①正規雇用等転換コース ②人材育成コース ③処遇改善コース ④健康管理コース ⑤短時間正社員コース ⑥短時間労働者の週所定労働時間延長コース ※事業主が母子家庭の母等又は父子家庭の父の有期契約労働者等に対して、①、⑤の取組を実施した場合、一定額を支給額に上乗せする
就職・社会活動困難者への訪問支援等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ●就業に至らない母子家庭を戸別訪問する職員を福祉事務所に配置し、生活相談を行うとともに、就業支援施策等へと結びつける。 	求職者支援制度 <ul style="list-style-type: none"> ●雇用保険を受給できない方々等に対する職業訓練(求職者支援訓練等)の実施 ●職業訓練期間中の給付【職業訓練受講給付金】(受講手当月10万円、通所手当(通所経路に応じた所定額))※一定の支給要件あり 	母子寡婦福祉貸付金 <ul style="list-style-type: none"> ●母子家庭及び寡婦の自立を促進するため、修学資金や生活資金等を貸付け 	両立支援助成金 <ul style="list-style-type: none"> ●仕事と子育て等の両立支援に取り組む事業主に対して、両立支援助成金を支給<両立支援助成金> <ul style="list-style-type: none"> ○事業所内保育施設設置・運営等支援助成金 ○子育て期短時間勤務支援助成金 ○中小企業両立支援助成金 <ol style="list-style-type: none"> ①代替要員確保コース ②休業中能力アップコース ③継続就業支援コース ④期間雇用者継続就業支援コース ※事業主が女性の活躍促進について取り組むことを宣言し、成果があった場合、支給額に上乗せする(①②④対象)
就職・社会活動困難者への訪問支援等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ●就業に至らない母子家庭を戸別訪問する職員を福祉事務所に配置し、生活相談を行うとともに、就業支援施策等へと結びつける。 	求職者支援制度 <ul style="list-style-type: none"> ●雇用保険を受給できない方々等に対する職業訓練(求職者支援訓練等)の実施 ●職業訓練期間中の給付【職業訓練受講給付金】(受講手当月10万円、通所手当(通所経路に応じた所定額))※一定の支給要件あり 	母子寡婦福祉貸付金 <ul style="list-style-type: none"> ●母子家庭及び寡婦の自立を促進するため、修学資金や生活資金等を貸付け 	両立支援助成金 <ul style="list-style-type: none"> ●仕事と子育て等の両立支援に取り組む事業主に対して、両立支援助成金を支給<両立支援助成金> <ul style="list-style-type: none"> ○事業所内保育施設設置・運営等支援助成金 ○子育て期短時間勤務支援助成金 ○中小企業両立支援助成金 <ol style="list-style-type: none"> ①代替要員確保コース ②休業中能力アップコース ③継続就業支援コース ④期間雇用者継続就業支援コース ※事業主が女性の活躍促進について取り組むことを宣言し、成果があった場合、支給額に上乗せする(①②④対象)

※黒地に白抜の事項が母子家庭等に係る特別対策

母子家庭等の就業支援関係の主要な事業

事業	事業内容
1 ハローワークによる支援 ・マザーズハローワーク ・生活保護受給者等就労自立促進事業 ・職業訓練の実施 ・求職者支援事業 など	子育て女性等に対する就業支援サービスの提供を行う。
2 母子家庭等就業・自立支援事業 ・母子家庭等就業・自立支援センター事業 (平成24年度実績 99.1%)	母子家庭の母等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費相談など生活支援サービスを提供する。
3 母子自立支援プログラム策定等事業 (平成24年度実績 62.4%)	個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズに応じ自立支援計画を策定し、ハローワーク等と連携のうえ、きめ細かな自立・就労支援を実施する。
4 自立支援教育訓練給付金 (平成24年度実績 91.6%) (実施目標:平成26年度までに100%)【子ども・子育てビジョン】	地方公共団体が指定する教育訓練講座を受講した母子家庭の母等に対して、講座終了後に受講料の一部を支給する。
5 高等職業訓練促進給付金 (平成24年度実績 91.2%) (実施目標:平成26年度までに100%)【子ども・子育てビジョン】	看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するために2年以上養成機関等で修学する場合に、生活費の負担軽減のため高等職業訓練促進給付金を支給する。

母子家庭の母に対する就業支援の実績(1)

1 ハローワークによる支援

母子家庭の母の職業紹介状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
紹介件数	391,551件	475,903件	475,566件	491,240件	487,183件
就職件数	75,823件	80,247件	85,480件	93,613件	98,077件

マザーズハローワーク事業

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
就職件数	35,263件	54,532件	63,510件	69,137件	69,413件

2 母子家庭等就業・自立支援センター事業

実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	合計
平成24年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	40か所 (97.6%)	107か所 (99.1%)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
相談件数	78,405件	90,614件	89,729件	101,536件	106,055件
就職件数	5,718件	6,794件	5,748件	6,644件	6,638件

母子家庭の母に対する就業支援の実績(2)

3 母子自立支援プログラム策定等事業

実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成24年度	39か所 (83.0%)	20か所 (100.0%)	38か所 (92.7%)	463か所 (58.6%)	560か所 (62.4%)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
策定件数	7,162件	7,677件	6,952件	7,179件	7,590件
就職件数	4,851件	4,740件	4,315件	4,441件	4,462件

4 自立支援教育訓練給付金

実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成24年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	41か所 (100.0%)	715か所 (90.5%)	823か所 (91.6%)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
支給件数	1,806件	2,145件	1,537件	1,159件	1,234件
就職件数	1,096件	1,282件	880件	682件	880件

母子家庭の母に対する就業支援の実績(3)

5 高等職業訓練促進給付金

実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成24年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	41か所 (100.0%)	711か所 (90.0%)	819か所 (91.2%)

総支給件数

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
総支給件数	2,099件	5,230件	7,969件	10,287件	9,582件

資格取得者数及び就職件数

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
資格取得者数	1,544件	1,590件	2,114件	3,016件	3,821件
就職件数	1,291件	1,332件	1,714件	2,442件	3,079件

1 マザーズハローワーク事業

拠点

マザーズハローワーク(13箇所【平成18年度より設置】)

- ・ 子育て女性等(※)に対する再就職支援を実施する専門のハローワーク。
- ・ 札幌、仙台、さいたま、千葉、東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、福岡、北九州に設置。

※子育て女性等とは、子育て中の女性のほか、子育て中の男性、子育てをする予定のある女性を含む。

マザーズコーナー(160箇所【平成19年度より設置】)

- ・ 平成19年度より、マザーズハローワーク未設置地域であって県庁所在地等地域の中核的な都市のハローワーク(19年度35箇所、20年度60箇所、21年度40箇所、22年度15箇所、23年度5箇所、24年度5箇所の計160箇所)内のコーナーとして設置。
- ・ 25年度においては、更に全国に4箇所増予定。

* 24年度173箇所 → 25年度177箇所へ事業拠点を拡充

支援サービスの内容

求職活動の準備が整い、かつ具体的な就職希望を有する子育て女性等に対する就職支援サービスの提供

○ 担当者制・予約制によるきめ細かな職業相談・職業紹介等

個々の求職者の希望や状況に応じた再就職実現のための計画の策定、担当者制・予約制による職業相談・職業紹介、再就職に資する各種セミナーの実施、紹介面接時における一時預かりの実施等総合的かつ一貫した支援の実施

○ 仕事と子育てが両立しやすい求人の確保等

仕事と子育てが両立しやすい求人情報の収集・提供や、求職者の希望やニーズに適合する求人の開拓

○ 地方公共団体等との連携による保育関連サービス情報の提供

保育所、地域の子育て支援サービスに関する情報の提供等

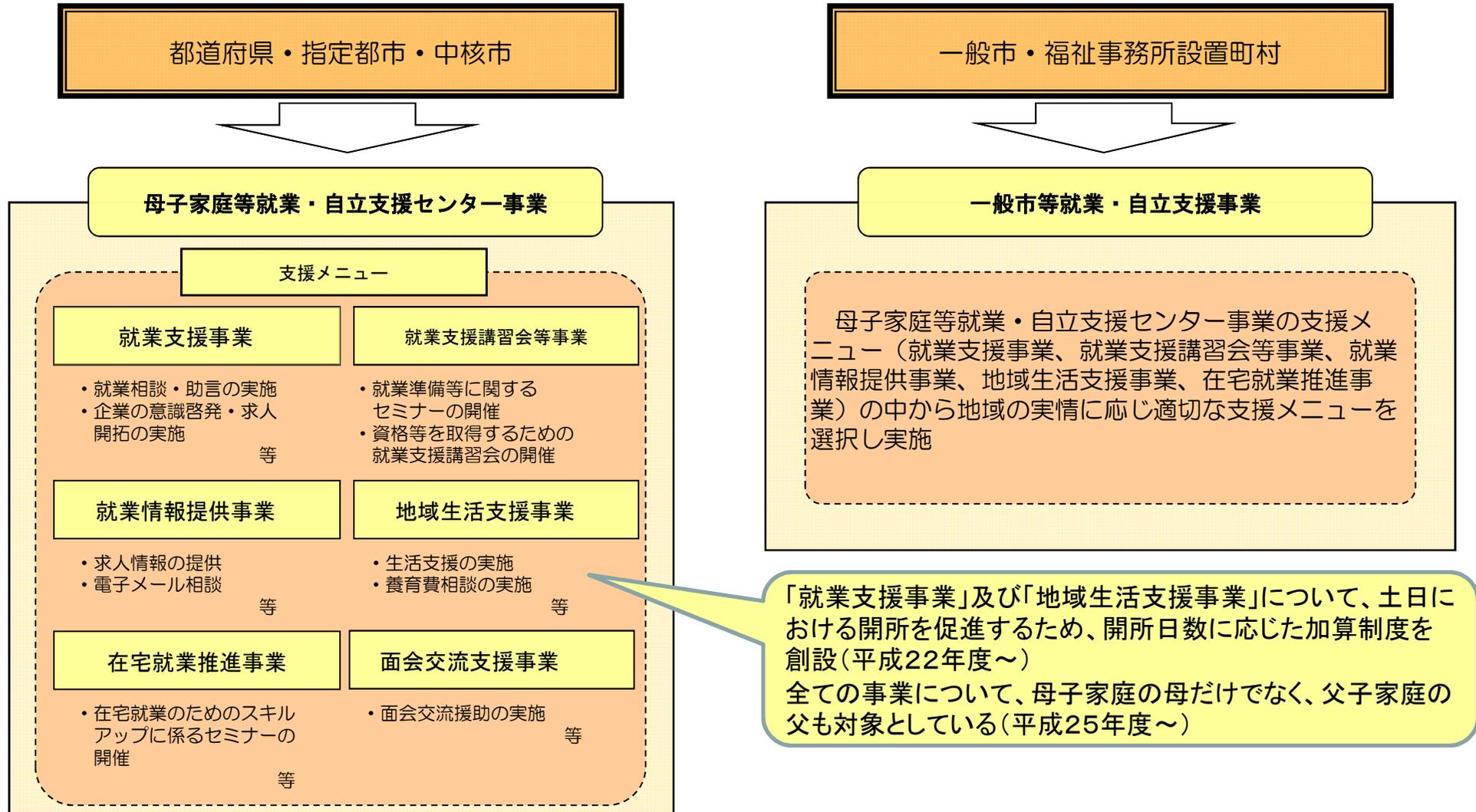
○ 子ども連れで来所しやすい環境の整備

- ・ キッズコーナー、ベビーチェアの設置や子ども連れでも職業相談等が行える十分な相談スペースの確保
- ・ 相談中の子どもの安全面へ配慮し、キッズコーナーに安全サポートスタッフを配置
- ・ 庁舎狭あい等によりマザーズコーナーの設置が困難な所について、既存の職業相談窓口で地域のマザーズ向け求人や子育て関連情報を提供しながら職業相談・紹介を実施できるよう拡張整備

2 母子家庭等就業・自立支援事業

創設:平成15年度
 相談件数:106,055件(平成24年度)
 就職件数: 6,638件(平成24年度)

母子家庭の母等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費相談など生活支援サービスを提供する事業。



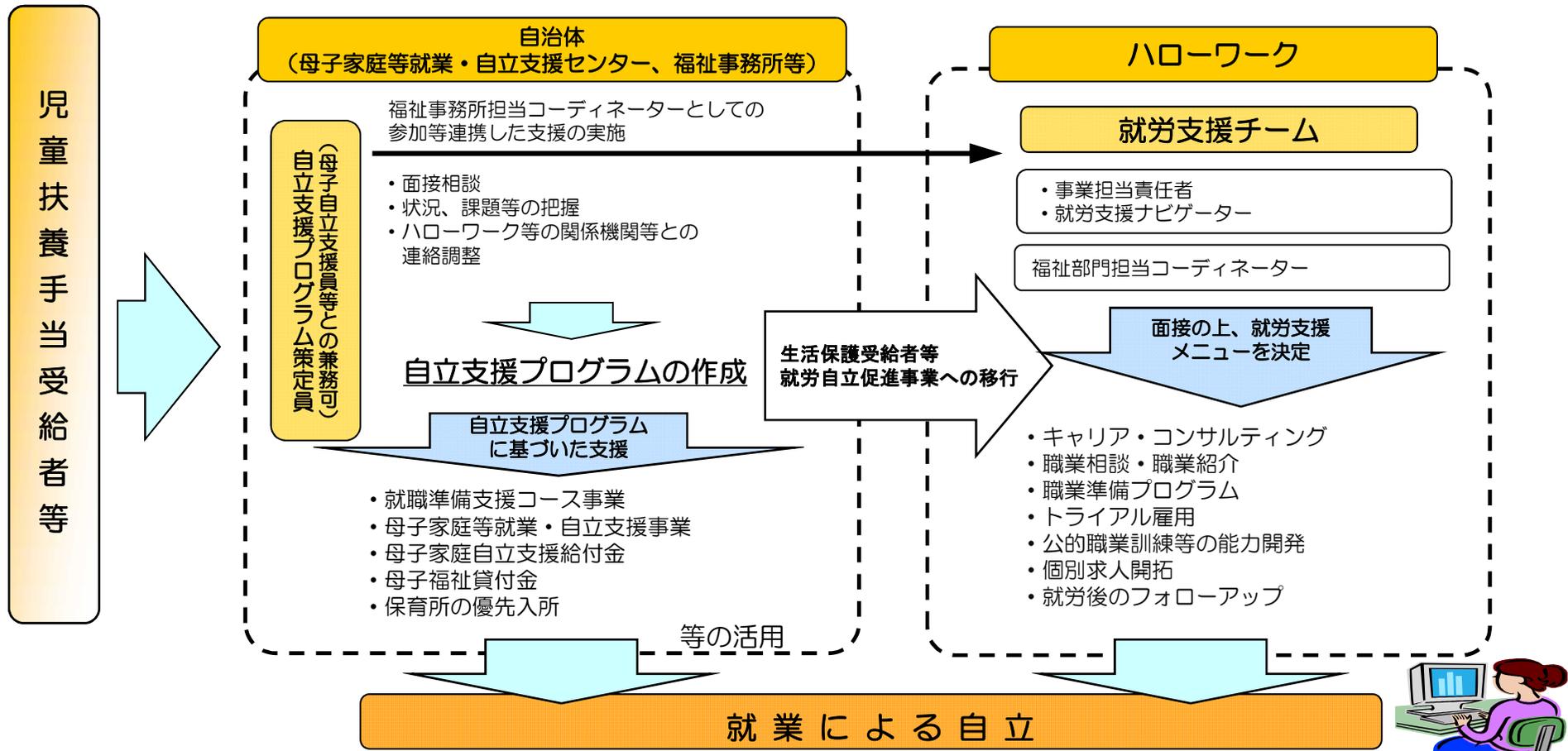
実施先一覧：<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/bosikatei/2b.html>

3 母子自立支援プログラム策定等事業

創設:平成17年度
策定数:7,590件(平成24年度)

福祉事務所等に自立支援プログラム策定員を配置し、児童扶養手当受給者に対し、個別に面接を実施し、本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定し、自立促進を図る母子自立支援プログラム策定事業を実施している。

また、母子自立支援プログラムの一環としてハローワークに就労支援ナビゲーター等を配置し、ハローワークと福祉事務所等とが連携して個々の児童扶養手当受給者等の状況、ニーズ等に応じたきめ細かな就労支援を行う生活保護受給者等就労自立促進事業を実施している。



4 自立支援教育訓練給付金

目的

母子家庭の母又は父子家庭の父が教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給することにより、主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。
(平成15年度創設)

対象者

次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給。

- ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同様の所得水準にあること
- ② 雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していないこと
- ③ 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して当該教育訓練が適職に就くため必要と認められること

対象となる講座

実施主体の自治体の長が指定。

- ① 雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座
- ② 就業に結び付く可能性の高い講座
- ③ 都道府県等の長が地域の実情に応じて指定した講座

支給内容

対象講座の受講料の2割相当額(上限10万円)。(ただし、2割相当額が4,000円を超えない場合は支給しない。)

実施主体等

・実施主体 : 都道府県、市、福祉事務所設置町村 (負担割合: 国 3/4、都道府県等 1/4)

支給実績(平成24年度)

- ・支給件数: 1,234件
- ・就職件数: 880件

5 高等職業訓練促進給付金

目的

母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。
(平成15年度創設)

対象者

養成機関において修業を開始した日以降において、次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給。

- ① 児童扶養手当の支給を受けているか、同様の所得水準にあること。
- ② 養成機関において2年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること。

対象資格

就職の際に有利となる資格であって、法令の定めにより養成機関において2年以上のカリキュラムを修業することが必要とされているものについて、都道府県知事等が地域の実情に応じて定める。

《対象資格の例》 看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士等

支給内容

- ・支給対象期間：修業する全期間（上限2年）
- ・支給額：月額10万円（住民税課税世帯は月額70,500円）

実施主体等

- ・実施主体：都道府県、市、福祉事務所設置町村（負担割合：国 3/4、都道府県等 1/4）

支給実績（平成24年度）

- ・総支給件数：9,582件（全ての修学年次を合計）
- ・資格取得者数：3,821人（看護師1,481人、准看護師1,580人、介護福祉士274人、保育士219人など）
- ・就職者数：3,079人（看護師1,355人、准看護師1,095人、介護福祉士237人、保育士180人など）

高等職業訓練促進給付金 事業実績

○総支給件数

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
総支給件数	2,099件	5,230件	7,969件	10,287件	9,582件

○資格取得者数及び就職件数

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
資格取得者数	1,544件	1,590件	2,114件	3,016件	3,821件
就職件数	1,291件	1,332件	1,714件	2,442件	3,079件

資格取得の状況(平成24年度)

	資格取得者数 (カッコ内は割合)	資格取得者のうち就業に結びついた人数			
			常勤	非常勤・パート	自営業・その他
看護師	1,481人 (38.8)	1,355人	1,320人	26人	9人
准看護師	1,580人 (41.3)	1,095人	924人	164人	7人
介護福祉士	274人 (7.2)	237人	202人	33人	2人
保育士	219人 (5.7)	180人	123人	53人	4人
歯科衛生士	50人 (1.3)	40人	36人	4人	0人
理学療法士	44人 (1.2)	42人	42人	0人	0人
作業療法士	42人 (1.1)	38人	36人	1人	1人
美容師	35人 (0.9)	25人	13人	9人	3人
鍼灸師	24人 (0.6)	14人	6人	1人	7人
その他	72人 (1.9)	53人	38人	11人	4人
合計	3,821人 (100.0)	3,079人	2,740人	302人	37人

平成24年度実績(厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ)

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援を図る優良企業等の表彰

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業を推進するためには、母子家庭の母・父子家庭の父を雇用する企業側にも働きかけ、母子家庭の母及び父子家庭の父が働きやすい環境整備等の取組を促進することが有効である。

このため、平成18（2006）年度に、母子家庭の母の就業支援を図る優良企業等の表彰制度を創設し（平成24年度より父子家庭の父の就業支援を図る企業も対象）、母子家庭の母・父子家庭の父を相当数雇用している企業、母子福祉団体等に事業を発注している企業など母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援に積極的に取り組んでいる企業等を年1回表彰しており、平成24（2012）年度には母子家庭の母の就業支援に積極的に取り組んでいる8企業などを表彰した。

◎ 社会福祉法人吾郷会（島根県美郷町）

◎ 公益財団法人豊郷病院（滋賀県豊郷町）

◎ 社会福祉法人偕恵園特別養護老人ホーム椿寿
（神奈川県横浜市）

◎ 有限会社日和（富山県富山市）

◎ 医療法人正恵会（青森県おいらせ町）

◎ 特定医療法人社団朋友会（神奈川県横浜市）

◎ 医療法人成悠会（徳島県小松島市）

◎ 医療法人財団北聖会（富山県富山市）

（50音順）

Ⅲ 養育費の確保

母子家庭等の養育費確保に関する取り組み

1. 養育費に関する規定の創設（15年4月施行）

母子及び寡婦福祉法を改正し、養育費支払いの責務等を明記した。

2. 強制執行手続の改善

(1)平成15年の民事執行法改正（16年4月施行）

養育費等の強制執行について、より利用しやすくした（一度の申し立てで、将来の分についても給料等の債権を差し押さえることができるようにした。）。

(2)平成16年の民事執行法改正（17年4月施行）

養育費等の強制執行について、直接強制（債務者の財産を換価して、そこから弁済を受ける方法）のほか、間接強制（不履行の場合には養育費債務とは別に上乗せの金銭（間接強制金）を支払うよう債務者に命じて、自ら履行することを心理的に強制する方法）も可能とした。

3. 養育費の取得に係る裁判費用の貸付（15年4月）

母子寡婦福祉資金の一環として、養育費の確保に係る裁判費用については、特例として生活資金を12か月分（約123万円）を一括して貸付けできるようにした。

4. 養育費算定基準の周知等（16年3月）

養育費の相場を知るための養育費算定表や、養育費の取得手続の概要等を示した「養育費の手引き」を作成(8千部)。母子家庭等に対する相談において活用してもらうべく各自治体に配布。

5. 離婚届出時等における養育費取り決めの促進策の実施（17年8月）

離婚する時などをとらえて、子の養育に関する法的義務について周知し、養育費の取決め書の作成を促すことが有効であると考えられることから、「養育費に関するリーフレット」を作成（40万部）し、市町村へ配布。

（活用方法）

母子家庭等対策部署と戸籍事務等関係部署と連携の上、

- ① 離婚届用紙交付時に、養育費に関するリーフレットの配布
- ② 関係部署の窓口へのリーフレットの設置
- ③ 養育費の確保の促進に向けた広報活動

など、リーフレットを活用し、養育費の確保の促進策を実施。

6. 養育費相談機関の創設・拡充

(1) 「養育費相談支援センター」の創設（19年度）

- ・母子家庭等就業・自立支援センターにおいて受け付けられた養育費の取り決め等に関する相談中の困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行う「養育費相談支援センター」を創設。
- ・養育費の意義や取り決め方法、養育費の支払いの確保の手続き、養育費相談支援センターの業務内容をまとめたパンフレットを作成し（21万部）、地方自治体に配布。

(2) 養育費専門相談員を設置

- ・母子家庭等就業・自立支援センターに、養育費専門の相談員を新たに設置。（平成19年10月）
- ・養育費専門相談員の業務に、母子家庭の母が養育費の取り決め等のために家庭裁判所等へ訪れる際の同行支援を追加。

（平成22年度）

7. 民法等の一部改正（平成24年4月1日施行）

- ・改正法において、協議離婚で定めるべき「子の監護について必要な事項」の具体例として、①親子の面会交流、②子の監護に要する費用の分担等について条文上に明示。
- ・離婚届に取り決めの有無のチェック欄を設ける。
- ・法務省、最高裁判所と連携して、養育費の取り決めを促すためのリーフレットを作成。市町村の戸籍の窓口や児童扶養手当の窓口、裁判所などで配付。

（参考）

○母子及び寡婦福祉法

（扶養義務の履行）

第5条 母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童の養育に必要な費用の負担その他当該児童についての扶養義務を履行するように努めなければならない。

2 母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するように努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、母子家庭等の児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するために広報その他適切な措置を講ずるように努めなければならない。

○民法

（離婚後の子の監護に関する事項の定め等）

第766条 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。

2 前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、同項の事項を定める。

（扶養義務者）

第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2・3 （略）

1 養育費相談支援センター事業

創設:平成19年度
相談延べ件数:8,199件(平成24年度)
研修等:84回

目指すべき方向

- 養育費の取り決め率の増
- 養育費の受給率の増

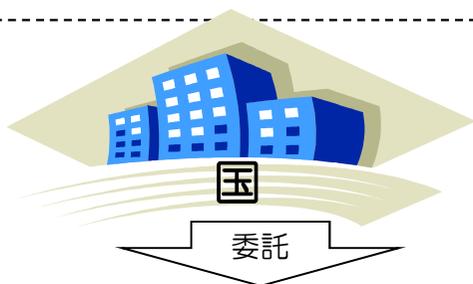


- ひとり親家庭の生活の安定
- ひとり親家庭で育つ子どもの健やかな成長

養育費相談支援センター設置の趣旨

- 夜間・休日を含め利用しやすく、簡易・迅速な養育費の取り決めや確保をサポートする相談機関の確保を図る。
- 国においては、相談担当者の養成と各地の相談機関の業務支援を行う。

《養育費の相談支援の仕組み》



国

委託



地方公共団体

実施・委託

養育費相談支援センター

(委託先:(社)家庭問題情報センター)

- 養育費に係る各種手続について分かりやすい情報提供
→ホームページへの掲載、パンフレットの作成
- 地方公共団体等において養育費相談にあたる人材の養成のためのプログラム作成と研修会の実施
- 母子家庭等就業・自立支援センター等に対する支援
(困難事例への支援)
- 母子家庭等に対する電話・メールによる相談

・研修
・サポート

・困難事例
の相談

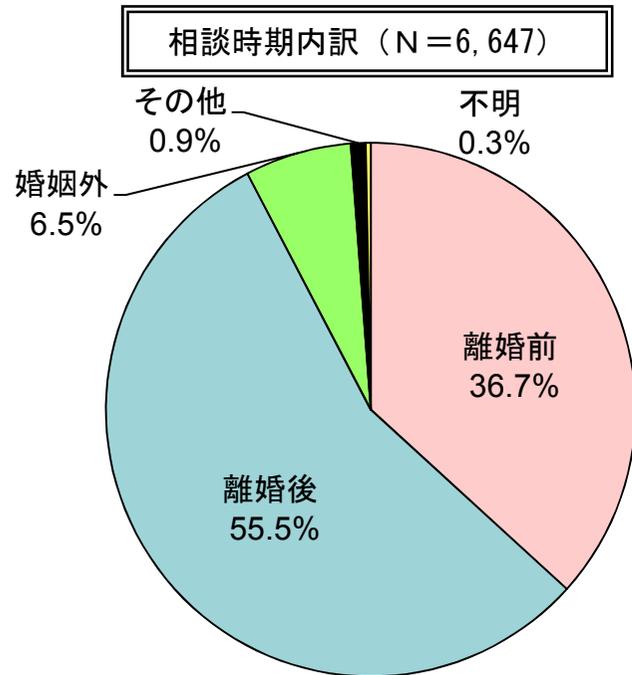
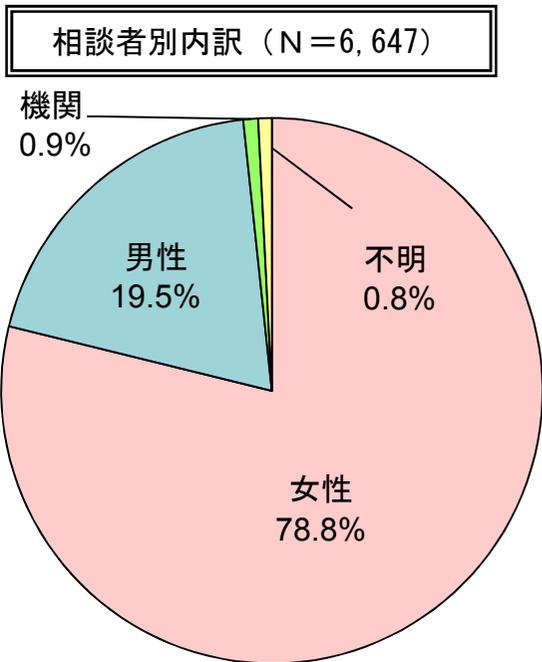
母子家庭等就業・自立支援センター

- リーフレット等による情報提供
- 養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行に関する相談・調整等の支援
- 母子家庭等への講習会の開催

養育費相談支援センター 電話相談:0120-965-419(携帯電話、PHS以外)、03-3980-4108
〔相談時間:月~土(年末年始、祭日を除く) 10:00~20:00〕

養育費相談支援センターにおける相談実績等(H24.4~H25.3)

相談

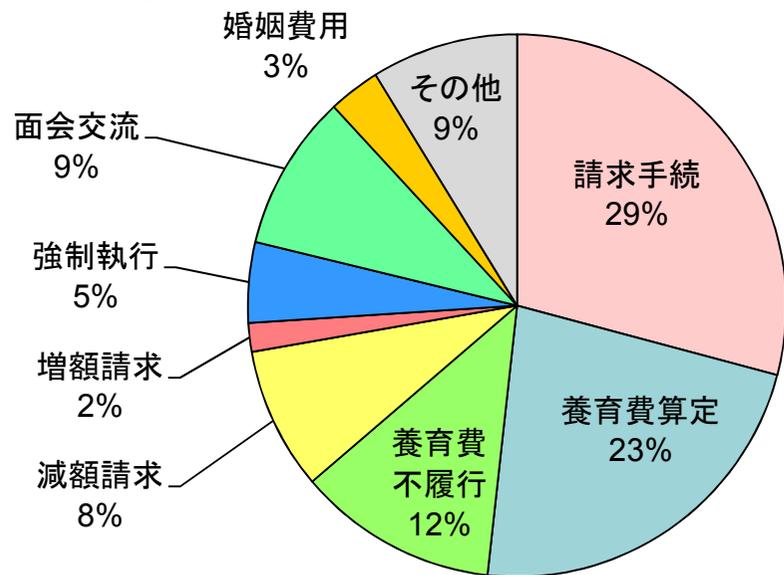


研修

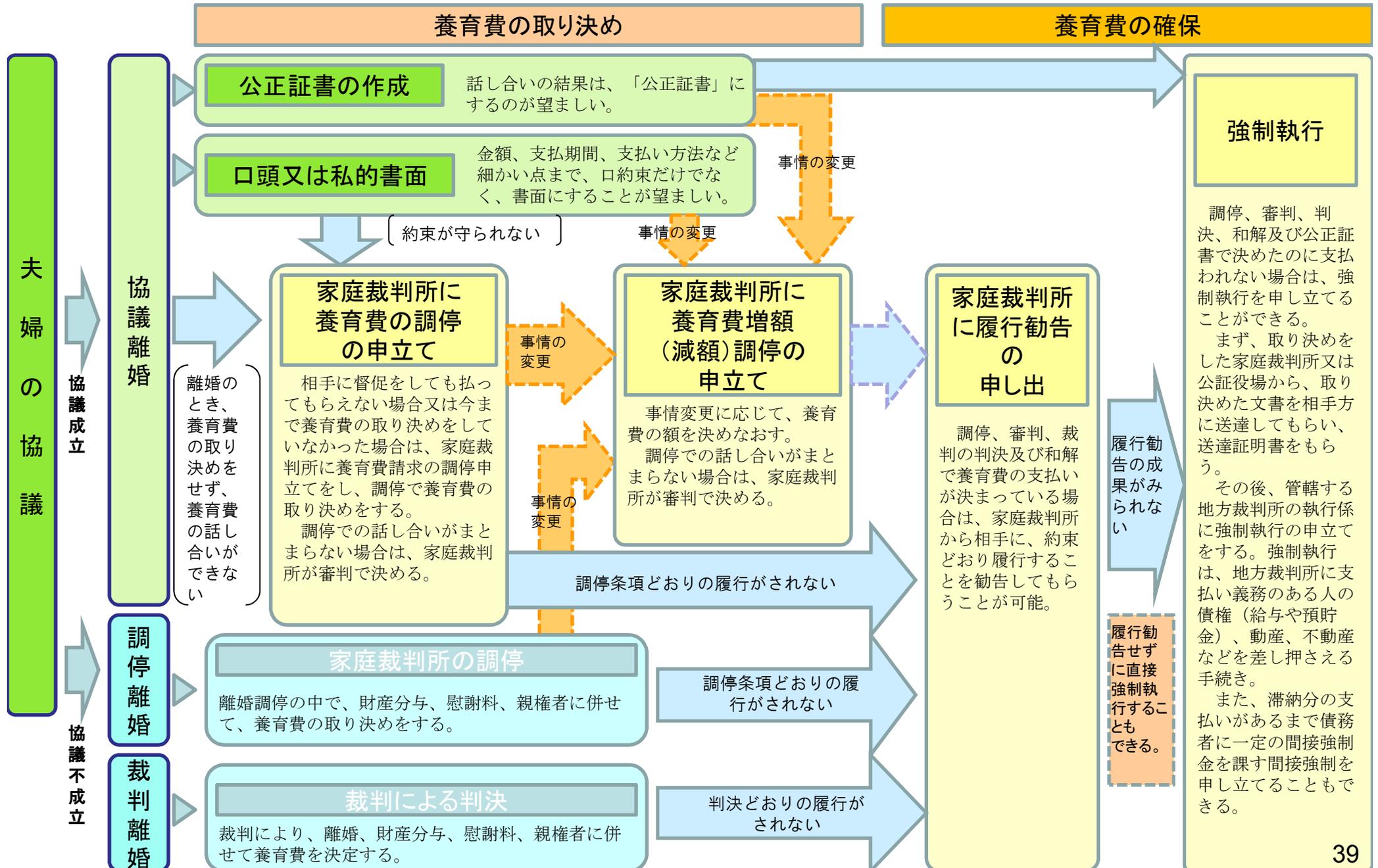
○母子家庭等就業・自立支援センターの養育費専門相談員や母子自立支援員を対象とした全国研修会の実施(7月、9月)

○地方公共団体の行う研修に対する研修講師の派遣等(H24.4~H25.3) 82か所

相談内容内訳 (N=8,199) ※複数選択有



養育費の取り決めと確保に関する司法手続



養育費の相談内容(Q&A)

養育費の請求

【質問】

離婚時に、相手の求めに応じて、「養育費は要らない。」との一筆を書きました。そのときは、とにかく早く離婚をしたい一心で、「離婚してくれるなら、養育費はもらわないでもよい。」との気持ちから、養育費の取り決めはしなかったのです。

しかし、子どもが中学に進学し、あてにしていた実家の親が病気で倒れたりして生活の余裕がなくなり、養育費の送金がどうしても必要になりました。貰わないと言っておきながら、養育費の請求ができるのでしょうか。

【回答】

養育費は、子どものためのものですから、子どもの養育に必要な限り請求ができます。まずは、相手とよく話し合ってみてください。ただ、相手も養育費は要らないものとして生活設計をしているでしょうから、養育費の協議は難航するかもしれません。本当は離婚時にきちんと取り決めをしておくことがよかったですよね。家庭裁判所の調停の申立てをされるとよいでしょう。

養育費の不履行

【質問】

離婚のときに決めた養育費の支払いをしてくれなくなりました。書面の取り交わしをしているのですが、相手は、言を左右にして払ってくれません。どうすればよいでしょうか。

【回答】

私的な書面の場合、相手に督促しても払わないときは、強制的に支払いを求めることは難しいです。改めて、家庭裁判所の調停を申し立てられることをお勧めします。家庭裁判所の調停で決めた場合は、確定判決と同等の効力がありますから、強制執行も可能となります。話し合いができるのであれば、私的な書面ではなく、公正証書を作成するとよいでしょう。その場合は、強制執行の認諾条項のついた公正証書を作成することをお勧めします。

面会交流と養育費

【質問】

相手が子どもと面会交流することを要求し、会えないなら養育費を払わないと言っています。子に会わせないと養育費はもらえないのですか。

【回答】

養育費と面会交流とは別の問題です。面会交流を実施しなくても養育費を請求することはできます。ただ、子どもさんに会うことは養育費を支払う励みになるでしょうし、別れた親と子が良い関係を持てるようにすることは大切なことです。会わせることが難しい事情がある場合には子どもさんの成長の様子や写真などを送ってあげるという方法もあります。

財産開示手続き

【質問】

強制執行の申し立てを行うことを考えています。相手（義務者）は働いており、かなりの貯金もあるはずですが、相手の財産がわかりません。どうしたらよいでしょうか。

【回答】

債権者の申立てにより、裁判所が債務者に財産の開示を命じる制度（財産開示手続き）があります。

これは、地方裁判所に申し立てて、義務者を呼び出し、資産や収入の状況について、調べてもらうことができるものです。それは債務名義（調停調書、判決書などのことです。ただし、公正証書は含まれません。）があるほかに、債務者に対する強制執行等で債権の全額が回収できなかった場合、又は、判明している債務者の財産に対する強制執行を実施しても完全に回収ができそうにない場合、のいずれかの要件が必要です。

法テラスや弁護士会に相談し、弁護士に依頼するなどして、手続きを進めるとよいでしょう。収入や資産がありながら、支払をしない相手には、有効な手続きと思われます。

相手の所在がわからないとき

【質問】

養育費の請求の調停を申し立てようと考えていますが、離婚後連絡が取れなくなり、困っています。どうしたらよいでしょうか。

【回答】

調停を進めるには、相手に調停などの通知をする必要がありますから、調停の申立時には、相手の住所（郵便の届く住所）を記載する必要があります。

相手の住所を調べるには、相手の「戸籍の附票」を取り寄せる方法と、元の「住民票」から転居先を調べる方法があります。連絡先が分からなくなって何年も経っているような場合には、相手の本籍地の市役所等から「戸籍の附票」を取り寄せるとよいでしょう。「戸籍の附票」には相手が届け出た「住民票」上の住所が載っています。

相手が比較的最近、転居したが転居先がわからないという場合には、それまで「住民票」があった住所の市役所等で「除かれた住民票」を請求することができます。

「戸籍の附票」も、「除かれた住民票」も、請求するときは、請求する側の戸籍謄本や本人確認のための資料を示して、子どもの親であることを明確にし、「裁判所に提出する必要がある」という理由を示すことが必要です。

【養育費相談支援センターホームページより】

養育費相談支援センター：電話相談：0120-965-419（携帯電話、PHS以外）、03-3980-4108

〔受付時間：月～土（年末年始、祭日を除く）10:00～20:00〕

メール相談：info@youikuhi.or.jp

ホームページによる情報提供：<http://www1.odn.ne.jp/fpic/youikuhi/>

民法における養育費等の取決めの明確化

（「民法等の一部を改正する法律」（平成23年6月3日公布）における民法の改正内容）

（平成24年4月1日施行）

現 行	改 正
<p>（離婚後の子の監護に関する事項の定め等）</p> <p>第766条 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者<u>その他監護について必要な事項は、その協議で定める。協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、これを定める。</u></p> <p>（新設）</p> <p>2 <u>子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、子の監護をすべき者を変更し、その他監護について相当な処分を命ずることができる。</u></p> <p>3 <u>前二項の規定によっては、監護の範囲外では、父母の権利義務に変更を生じない。</u></p>	<p>（離婚後の子の監護に関する事項の定め等）</p> <p>第766条 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担<u>その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、同項の事項を定める。</u></p> <p>3 <u>家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前二項の規定による定めを変更し、その他子の監護について相当な処分を命ずることができる。</u></p> <p>4 <u>前三項の規定によっては、監護の範囲外では、父母の権利義務に変更を生じない。</u></p>

施行時期：平成24年4月1日

(参考) 離婚届の様式(記載例)

離婚届

平成24年4月10日届出

東京都千代田区長 殿

受理 平成 年 月 日	発送 平成 年 月 日					
第 号	第 号					
送付 平成 年 月 日	長印					
第 号						
告知調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

(1) 氏名	夫 氏名 太郎	妻 氏名 花子
生年月日	昭和54年1月1日	昭和55年2月3日
住所	東京都千代田区霞が関 1丁目1番1号 世帯主の氏名 氏名太郎	千葉県那覇市樋川 1丁目1番1号 世帯主の氏名 氏名花子
(2) 本籍	東京都千代田区丸の内1丁目 筆頭者の氏名 氏名太郎	番地 番
父母の氏名	夫の父 氏名一郎 母 一子	妻の父 戸籍太郎 母 菜子
(3) 離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決	
(4) 婚姻前の氏に	<input type="checkbox"/> 夫は <input checked="" type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻は <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる	
(5) 未成年の子の氏名	夫が親権を行う子 氏名洋	妻が親権を行う子
(6) 同居の期間	平成19年1月から平成24年2月まで (同居を始めたとき) (別居したとき)	
(7) 別居する前の住所	東京都千代田区霞が関1丁目1番1号	
(8) 別居する前の世帯のおもな仕事	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の従業員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯 <small>(国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)</small>	
(9) 夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
その他		
届出人	夫 氏名太郎 印	妻 氏名花子 印
署名押印		
事件番号		

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
 筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
 本籍地でない役場に出すときは、2通または3通出して下さい(役場が相当と認めたときは、1通で足りることもあります。)。また、そのさい戸籍謄本も必要です。
 そのほかに必要なもの 調停離婚のとき—調停調査の謄本
 審判離婚のとき—審判書の謄本と確定証明書
 和解離婚のとき—和解調査の謄本
 認諾離婚のとき—認諾調査の謄本
 判決離婚のとき—判決書の謄本と確定証明書

証人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署名印	甲山 彦助 印
生年月日	昭和13年6月10日
住所	東京都中野区野方 1丁目34番1号
本籍	東京都杉並区今川 2丁目1番
署名印	乙川 竹子 印
生年月日	昭和15年8月30日
住所	東京都世田谷区若林 4丁目31番18号
本籍	東京都千代田区永田町 1丁目1番

→ 父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけを書いてください。
 義父母についても同じように書いてください。
には、あてはまるものに○のようにしるしをつけてください。

→ 今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。)

→ 同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

未成年の子がいる場合は、次の○のあてはまるものにしるしをつけてください。

(面会交流) <input checked="" type="checkbox"/> 取決めをしている。 <input type="checkbox"/> まだ決めていない。 (養育費の分担) <input checked="" type="checkbox"/> 取決めをしている。 <input type="checkbox"/> まだ決めていない。	(未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。
--	---

民法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

参議院 平成23年5月26日

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 ～ 十（略）

十一 離婚後の面会交流及び養育費の支払い等について、児童の権利利益を擁護する観点から、離婚の際に取決めが行われるように明文化された趣旨の周知に努めるとともに、面会交流の円滑な実現及び継続的な養育費支払い等の履行を確保するための制度の検討、履行状況に関する統計・調査研究の実施等、必要な措置を講ずること。

十二（略）

衆議院 平成23年4月26日

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 ～ 四（略）

五 離婚後の面会交流及び養育費の支払い等について、児童の権利利益を擁護する観点から、離婚の際に取決めが行われるよう、明文化された趣旨の周知に努めること。また、その継続的な履行を確保するため、面会交流の場の確保、仲介医支援団体等の関係者に対する支援、履行状況に関する統計・調査研究の実施など、必要な措置を講ずること。

六 ～ 十一（略）

面会交流と養育費の関係

面会交流における取り決めと養育費に関する取り決めの相関

	養育費の取り決めがある		養育費の取り決めがない		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
面会交流の取り決めがある	116件	66.7%	26件	14.9%	142件	81.6%
面会交流の取り決めがない	14件	8.0%	18件	10.4%	32件	18.4%
計	130件	74.7%	44件	25.3%	174件	100.0%

○養育費の取り決めがある者は、面会交流の取り決めを同時に有している場合が多かった。養育費に関する取り決めがない場合には、面会交流の取り決めについてもない場合が多かった。このように見ると、面会交流取り決めがある者は、同時に養育費の取り決めをしていることが多いと言える。

養育費支払いの実現性と面会交流の実現性の相関

	養育費が実現している		養育費が実現していない (含む無回答)		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
面会交流が行われている	95件	52.2%	36件	19.8%	131件	72.0%
面会交流が行われていた	10件	5.5%	6件	3.3%	16件	8.8%
面会交流が行われていない	9件	4.9%	26件	14.3%	35件	19.2%
計	114件	62.6%	68件	37.4%	182件	100.0%

○養育費が実現している者ほど面会交流の実現性も高くなっており、養育費が実現していない(または無回答も含む)場合と比較しても相関性が認められると言える。つまり、養育費を支払っている者は、面会交流も実現している場合が多いと言える。養育費の支払いと面会交流は、同時履行の関係ではないが、両者は、車の両輪のような関係で、養育費は子どもの生活の支えであり、面会交流は子どもの心の支えで、両者はともに重要であることがわかる。

出典: 親子の面会交流を実現するための制度等に関する調査研究報告書(抜粋)
(平成23年2月 研究代表者 棚村政行(早稲田大学教授))

2 面会交流支援事業

【事業内容】

- 平成23年6月に公布された民法改正法で協議離婚で定めるべき「子の監護について必要な事項」として、親子の面会交流が明示された。
- 面会交流が子の健やかな育ちを確保する上で有意義であること、養育費を支払う意欲につながるものであることなどから、母子家庭等就業・自立支援センター事業において、継続的な面会交流の支援を行う。
- 具体的には、面会交流の取り決めがあり父母間で合意がある児童扶養手当受給者相当（非監護親等）を対象に、面会交流の支援を行うための活動費の補助を行う。

※母子家庭等対策総合支援事業「母子家庭等就業・自立支援センター事業」の中のメニューとして平成24年度より実施

【沿革】平成24年度創設

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市

【補助率】国1/2、都道府県等1/2

【26年度予算案額】母子家庭等対策総合支援事業（9,095百万円）の内数



円滑な面会交流に向けた支援

取り決めのある面会交流の日程調整、
場所の斡旋、アドバイスなど



事業実施主体：

都道府県・指定都市・中核市

（母子家庭等就業・自立支援センター）

※母子寡婦福祉団体、NPO法人等に委託可

再委託可



専門的見地からの指導・助言



（公益社団法人）
家庭問題情報センター 等

IV 經濟的支援

1 児童扶養手当制度の概要

1. 目的

離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。（平成22年8月より父子家庭も対象）

2. 支給対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者（祖父母等）。

3. 支給要件

父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童などを監護等していること。

※ ただし、国内に住所を有しないとき、児童が父又は母と生計を同じくするとき、母又は父の配偶者に養育されるとき、公的年金等の給付を受けることができるとき等は支給されない。

4. 手当月額（平成26年4月～）

・児童1人の場合 全部支給：41,020円 一部支給：41,010円から9,680円まで

・児童2人以上の加算額 [2人目] 5,000円 [3人目以降1人につき] 3,000円

※ 「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」(平成24年法律第99号)により、手当額に係る特例水準の解消(1.7%)を図る。(平成25年10月0.7%、平成26年4月0.7%、平成27年4月0.3%)

5. 所得制限限度額(収入ベース)

・本人 : 全部支給(2人世帯) 130.0万円、一部支給(2人世帯) 365.0万円

・扶養義務者(6人世帯) : 610.0万円

6. 受給状況

・平成25年3月末現在の受給者数(確定値) 1,083,317人 (母:1,012,954人、父:65,041人、養育者:5,322人)

7. 予算額(国庫負担分) [26年度予算案] 1,736.1億円

8. 手当の支給主体及び費用負担

・支給主体：都道府県、市及び福祉事務所設置町村

・費用負担：国 1/3 都道府県、市及び福祉事務所設置町村 2/3

※昭和60年7月以前の既認定者(経過措置対象者：平成25年3月末現在127人)の支給主体は国(費用負担：国 10/10)となっている。

児童扶養手当受給者数の推移

○平成24年度末受給者数

(単位:人)

	総数	生別世帯		死別世帯	未婚世帯	父又は母が障害者世帯	父又は母による遺棄世帯
		離婚	その他				
母子世帯	986,670 (100.0%)	877,162 (88.9%)	1,513 (0.2%)	7,863 (0.8%)	92,270 (9.4%)	4,767 (0.5%)	3,095 (0.3%)
父子世帯	64,784 (100.0%)	56,451 (87.1%)	38 (0.1%)	6,083 (9.4%)	592 (0.9%)	1,384 (2.1%)	236 (0.4%)
その他の世帯※	31,863						
計	1,083,317						

※その他世帯は、2人以上の児童がそれぞれ異なる支給事由に該当する場合に当該児童を父又は母が監護等する世帯及び父又は母以外の者が養育する世帯

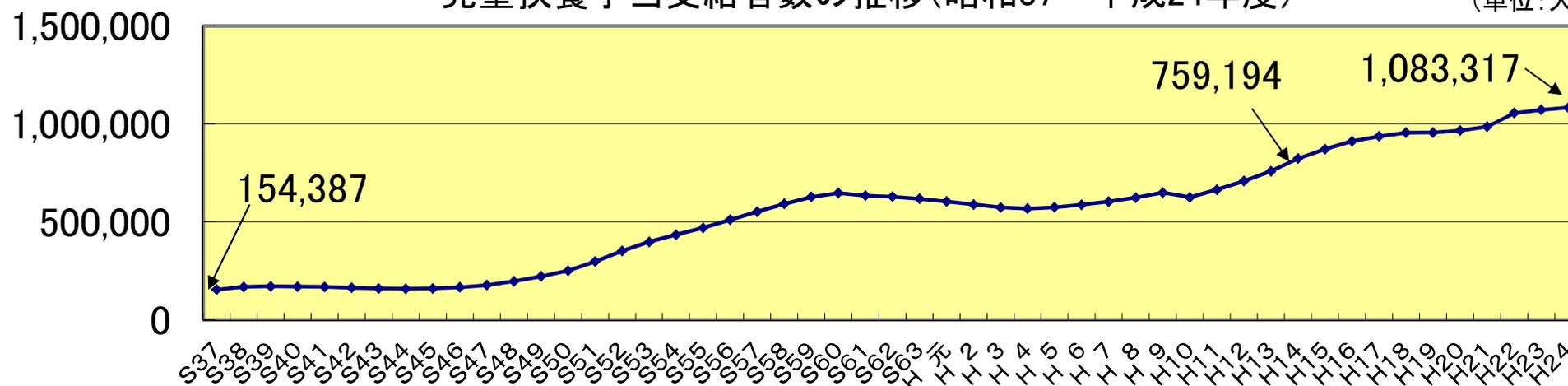
○近年、母子家庭の増加により、児童扶養手当の受給者数も増加しており、平成13年度末は759,194人、平成24年度末は1,083,317人となっている。

(平成22年8月より、支給対象を父子家庭にも拡大)

○平成24年度末において、全部支給者は623,214人(57.5%)、一部支給者は460,103人(42.5%)である。

児童扶養手当受給者数の推移(昭和37～平成24年度)

(単位:人)



児童扶養手当支給額の計算方法

○児童扶養手当の額は、受給資格者の所得額を下表の扶養親族等の数に応じた所得制限限度額（所得ベースの額）に照らし合わせて全部支給、一部支給、支給停止のいずれかに決定するが、受給資格者と生計を同じくする扶養義務者がいる場合には、その者の所得額が扶養親族等の数に応じた所得制限限度額以上の場合には全部支給停止となる。

○所得制限限度額表（平成26年4月）

（単位：円）

扶養親族等の数	受給資格者本人				孤児等の養育者／配偶者／扶養義務者	
	全部支給		一部支給		収入ベース	所得ベース
	収入ベース	所得ベース	収入ベース	所得ベース		
0	920,000	190,000	3,114,000	1,920,000	3,725,000	2,360,000
1	1,300,000	570,000	3,650,000	2,300,000	4,200,000	2,740,000
2	1,717,000	950,000	4,125,000	2,680,000	4,675,000	3,120,000
3	2,271,000	1,330,000	4,600,000	3,060,000	5,150,000	3,500,000
4	2,814,000	1,710,000	5,075,000	3,440,000	5,625,000	3,880,000
5	3,357,000	2,090,000	5,550,000	3,820,000	6,100,000	4,260,000

- ※1. 児童扶養手当の算定対象となる所得の範囲は地方税法の道府県民税についての非課税所得以外の所得等。
 2. 政令上は所得額で規定されており、ここに掲げた収入額は、給与所得者を例として給与所得控除額等を加えて表示した額。

○一部支給額の計算方法

$$\text{手当額} = 41,020\text{円} - \left[(\text{受給資格者の所得額} - \text{所得制限限度額(全部支給所得ベース)}) \times 0.0181098 + 10\text{円} \right]$$

↑
10円未満四捨五入

（例）親1人子ども1人 就労収入162万円（年額）、養育費30万円（年額）の場合

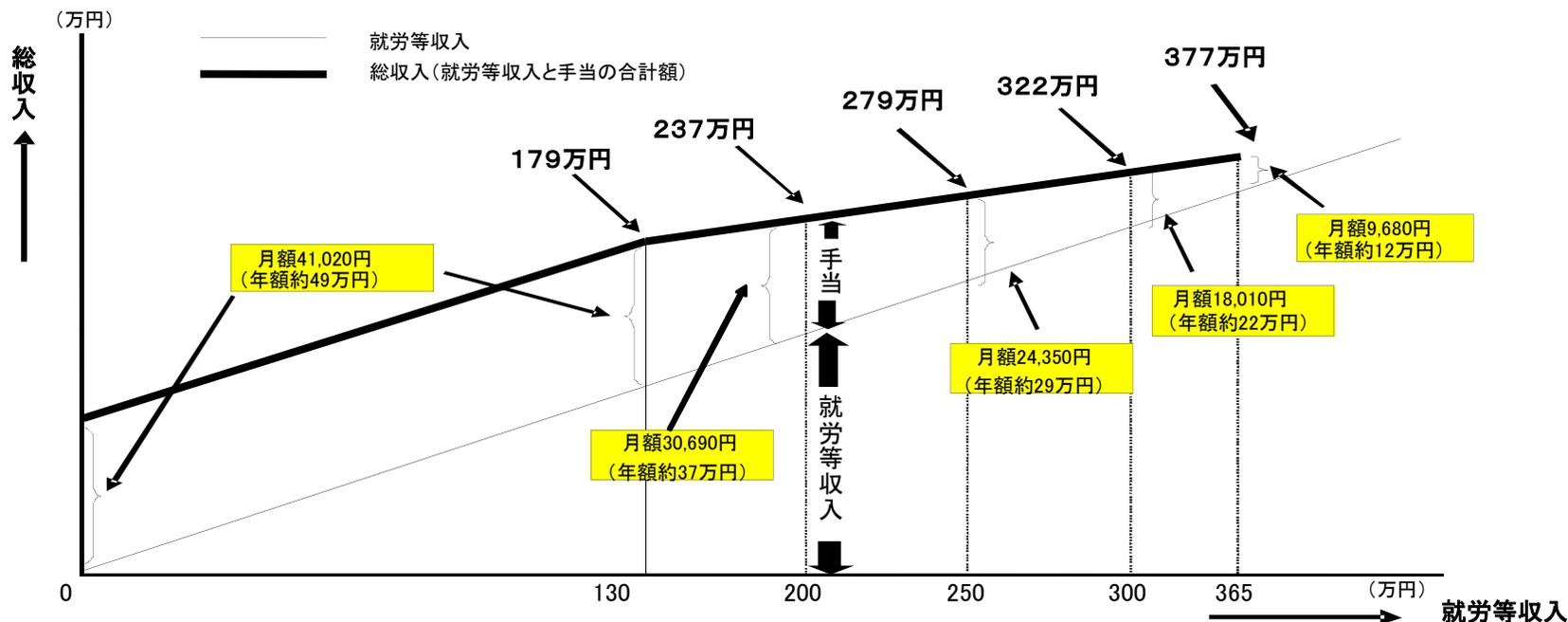
$$41,020\text{円} - [(113\text{万円}(\text{※}) - 57\text{万円}) \times 0.0181098 + 10\text{円}] = 30,870\text{円}$$

※ 113万円=97万円(就労収入162万円の給与所得控除後) - 8万円(社会保険料相当) + 24万円(養育費の8割)

児童扶養手当の所得制限限度額について

児童扶養手当の額は、受給者の所得（収入から各種控除額を減じ、さらに、受給者やその児童が父又は母から養育費を受け取っている場合にはその養育費の8割相当額を加えて算出）と扶養親族等の数を勘案して決定され、また、就労等により収入が増えるにつれて児童扶養手当を加えた総収入が増えるよう定められている。

○平成26年4月 手当額の例（手当受給者と子1人の家庭の場合）



扶養親族等の数	全部支給の所得制限限度額	一部支給の所得制限限度額
0人	19万円（92万円）	192万円（311.4万円）
1人	57万円（130万円）	230万円（365万円）
2人	95万円（171.7万円）	268万円（412.5万円）
3人	133万円（227.1万円）	306万円（460万円）
4人	171万円（281.4万円）	344万円（507.5万円）
5人	209万円（335.7万円）	382万円（555万円）

※（ ）内は収入額ベース。政令上は所得額で規定されており、ここに掲げた収入額は、給与所得者を例として給与所得控除額等を加えて表示した額である。

児童扶養手当の一部支給停止及びその適用除外について

概要

- 児童扶養手当については、平成14年の母子及び寡婦福祉法等の改正の際に、離婚後等の生活の激変を一定期間内で緩和し、自立を促進するという趣旨から、就労支援施策等の強化を図ることとあわせて、平成20年4月から受給期間が5年を超える場合に、その一部を支給停止することとされた。(平成20年8月の定時払が最初の適用)

- ・児童扶養手当の支給開始月の初日から起算して5年(又は手当の支給要件に該当する日の属する月の初日から起算して7年)を経過したときは手当の額の1/2を支給停止する。
- ・3歳未満の児童を育てている場合は、3歳までの期間は5年の受給期間に含めない取扱いとする。

- ただし、平成20年2月に政令を制定し、一定の事由に該当する場合は一部支給停止の適用を除外している。

具体的な内容

(1) 手当の一部支給停止の適用除外となる事由

- ① 就業している。
- ② 求職活動等自立を図るための活動をしている。
- ③ 身体上又は精神上的の障害がある。
- ④ 負傷又は疾病等により就業することが困難である。
- ⑤ 受給資格者が監護する児童又は親族が障害、負傷、疾病、要介護状態等にあり、受給資格者が介護する必要があるため、就業することが困難である。

(2) 一部支給停止の適用除外となるための手続

- 手当の支給開始後5年等を経過する月(以下「5年等満了月」という。)の直前の時期の現況届(8月)と併せて、(1)①～⑤のいずれかに該当する旨を明らかにできる書類を自治体に提出。

※平成22年の児童扶養手当法の一部を改正する法律の附帯決議を踏まえ、24年6月に省令を改正し、本手続を現況届の手続と同時に行うことで一体化させる運用改善を実施

一部支給停止者の状況(平成25年3月末現在)

- ・全受給者(約108万人)に占める割合:0.4%(約4千人)

2 母子寡婦福祉貸付金

目的

母子寡婦福祉資金は、配偶者のない女子であって現に児童を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的としている。

母子及び寡婦福祉法の規定に基づき行われている。

対象者

- ① 母子福祉資金
 - ・配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの(いわゆる母子家庭の母) ・母子福祉団体 等
- ② 寡婦福祉資金
 - ・寡婦(配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの) 等

貸付金の種類

事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金(計12種類)

貸付条件等

- ・利 子: 貸付金の種類、連帯保証人の有無によって異なるが、無利子または、年利1.5%
- ・償還方法: 貸付金の種類によって異なるが、一定の据え置き期間の後、3年~20年

実施主体・貸付原資の負担割合

都道府県、指定都市、中核市 (国: 2/3 都道府県、指定都市、中核市: 1/3)

貸付実績(平成24年度)

- ・母子福祉貸付金 22,284百万円(45,118件)
- ・寡婦福祉貸付金 672百万円(1,135件) ※貸付金の件数・金額とも約9割が、児童の修学資金関係

予算額

[26年度予算案]50.4億円

母子寡婦福祉貸付金の拡充①（平成21年6月5日以降適用）

生活が不安定な母子家庭等や自立に向けた活動を行う母子家庭等の資金需要に柔軟に応えることができるよう、母子寡婦福祉貸付金において、貸付利子の引下げ、貸付け条件等の見直しを行う。

1. 貸付利率の引下げ

返済時の負担軽減のため、貸付利率について現行の3%から無利子に引き下げる。

（参考）有利子の貸付資金

生活資金※、住宅資金、転宅資金、結婚資金

※母子家庭となってから7年間を超えない期間（月額4万円、累計96万円を超える金額に限る）、失業期間における貸付期間における貸付け

2. 貸付け条件の見直し

○連帯保証人要件の緩和

連帯保証人の確保が困難な母子家庭の実情を考慮し、連帯保証人のない場合も貸し付けを認める。（ただし、その場合は有利子貸付（1.5%）とする。）

修学資金、修業資金、就職支度資金（子に係るものに限る）及び就学支度資金については、

- ①親に貸付ける場合は、現行どおり子を連帯債務者とし、連帯保証人については新たに不要とする。
- ②子に貸付ける場合は、現行どおり親等の連帯保証人を必要とする。
- ①及び②の両方の場合について、利子については引き続き無利子とする。

○技能習得資金、修業資金、生活資金（技能修得期間中）の貸付期間の延長

3年を超える修業に対応するため、貸付期間を3年以内から5年以内に延長する。

3. 事務費に充当できる利子等の収入の割合の引上げ

貸付けに係る事務費に充当できる利子等の収入の割合について、現行の2/3から10/10へ引き上げる。

母子寡婦福祉貸付金の拡充②（平成22年4月1日以降適用）

母子家庭の母及び寡婦が高等学校等に通う際に必要となる費用について貸付けを行うとともに、公立高校に係る就学支度資金の貸付限度額を引き上げる。

1. 技能習得資金関係

○母子家庭の母及び寡婦が高等学校に修学する場合に、その修学及び入学に必要な資金について、技能習得資金の運用により貸付けを可能とする。

・貸付限度額

月額	68,000円
特別貸付	816,000円(12月相当)

2. 就学支度資金関係

○公立の高校等に係る就学支度資金の貸付限度額を引き上げる。

- ・公立の高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは一般課程
 - 自宅から通学する者 150,000円(従来は75,000円)
 - 自宅外から通学する者 160,000円(従来は85,000円)

V ひとり親家庭施策の在り方の見直し

「ひとり親家庭への支援施策の在り方について」(中間まとめ)の概要

<社会保障審議会児童部会ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会 中間まとめ (平成25年8月)>

- 平成22年の児童扶養手当法改正法附則の施行3年後の検討規定に基づく検討のため設置。今後、この「中間まとめ」に沿い施策を進めていく考え。

ひとり親家庭の現状

- ひとり親家庭の平均所得は、一般子育て世帯の約4割。平均稼働所得は、一般子育て世帯の約3割。
- ひとり親家庭の母の約8割、父の約9割が就労。うち非正規が母で約5割(平均就労収入125万円)、父で約1割(同175万円)。
- 就労していないひとり親も、母の約9割、父の約8割が就労を希望しているが、就業できていない状況。
- 「子どもの貧困率」は、15.7%だが、「大人が一人」の「子どもがいる現役世帯」の相対的貧困率は、50.8%。
- ひとり親家庭は、子育てと生計を一人で担う不利を抱え、両立の困難、非正規雇用の増加等の影響から厳しい状況。

ひとり親家庭の自立と支援

- 子どもへの影響等の観点からもできる限り就業自立を目指すべき。そのために一般施策とひとり親家庭向け施策と双方の充実が必要。
- 他方で就労自立が直ちには困難な家庭もあり、状態像に応じた自立支援も必要。
- 福祉、保健、雇用、教育、法務など多岐の分野にわたった支援が必要であり、関係機関との協力・連携が不可欠。

<現状・課題>

1. 支援施策全体、実施体制

- ひとり親家庭の課題を把握・整理し、適切な支援メニューにつなげるべき、母子自立支援員を中心とした相談支援体制が不十分。
- 地域により支援メニューに、ばらつきあり。
- 支援施策が知られておらず、利用が低調。
- 経済的に厳しい状況の父子家庭も存在。

<施策の方向性>

- 地域の支援ニーズや社会資源の在り方に応じた相談支援窓口の整備のために必要な支援、先進的取組等の収集・情報提供
- 母子自立支援員について自治体の理解を得て体制強化等の促進や研修機会の充実
- ニーズを踏まえた自治体での支援メニューの計画的整備のため「母子家庭及び寡婦自立促進計画」の策定の要請及び助言・支援
- 支援施策の更なる周知と利用の促進
- 父子家庭への支援の推進、支援施策の周知徹底

<現状・課題>

2. 就業支援

- 就業状況や就業希望など状態像は様々。
- 多くが非正規雇用で働き、稼働所得が不十分。
- 就業・転職には資格取得が有効。
- 就業支援特別措置法が施行。

<施策の方向性>

- 状態像に応じたきめ細かな就業支援
- 休日夜間などの相談支援、講習の設定等よりよい就業への転職やキャリアアップの支援
- 対象資格の拡大促進等による高等技能訓練促進費等事業等の更なる活用促進、給付金の非課税措置の検討
- 就業支援特別措置法に沿った国・自治体による取組の推進

3. 子育て・生活支援

- 両立には、子育て・生活支援が不可欠。一般の子育て支援とひとり親家庭向けの支援の組合せが重要。
- 日常生活の安定が必要な家庭など状態像に応じた支援が必要。
- 親の多忙による子どもへの影響も懸念。進学希望が実現できていない状況。

- 子ども・子育て支援法に基づく新制度上の保育所の優先利用などのひとり親家庭への配慮の確保
- 各自治体でのニーズに対応した「母子家庭等日常生活支援事業」の実施と周知
- 母子生活支援施設の周知、広域的利用等、支援の質の向上、職員体制の充実、地域的偏在への対応
- 当事者の相互交流・情報交換の機会確保の支援、学習支援ボランティア事業等子どもへの支援の充実や活用促進

4. 養育費確保支援

- 養育費確保の取決め、履行は十分に進まず。
- 面会交流は、子どもの立場からも重要。

- 養育費に関する離婚当事者等への周知啓発、離婚時における養育費相談への誘導等養育費確保を促す支援のための協力体制、地域の相談員の資質向上のための研修事業等の活用促進
- 面会交流の意義・課題等の周知啓発、面会交流支援の専門性を踏まえた関係機関との責任・役割分担の明確化

5. 経済的支援

- 児童扶養手当は重要な経済的支え。公的年金との併給制限が検討課題。
- 母子寡婦福祉資金は進学等に一定の役割。父子家庭への対象拡大が検討課題。

- 児童扶養手当よりも少額の公的年金とを受給する場合の差額分の所得保障について児童扶養手当の支給等検討
- 母子寡婦福祉資金の貸付対象の父子家庭への拡大

ひとり親家庭への支援施策の見直しの全体像について

「中間まとめ」で指摘された現状と課題

支援施策全体の現状と課題

- ✓ 各家庭の課題を把握・整理し、適切な支援メニューにつなげる相談支援体制が不十分。
- ✓ 地域により支援メニューに、ばらつきあり。
- ✓ 支援施策が知られず、利用が低調。
- ✓ 経済的に厳しい父子家庭も存在。

個別の支援分野の現状と課題

① 就業支援

- ✓ 非正規雇用の者が多く、稼働所得が低い。
- ✓ 就業を希望しても就職できない者も多数。
- ✓ 就業・転職には資格取得が有効。他方で、訓練と子育てとの両立が困難。

② 子育て・生活支援、子どもへの支援

- ✓ 就業・訓練と子育てとの両立が困難。
- ✓ 子どもへの影響（貧困の連鎖など）も懸念。

③ 養育費確保、④ 経済的支援

- ✓ 養育費等の取決め・履行は十分に進まず。
- ✓ 児童扶養手当の公的年金との併給制限の見直しや、母子福祉資金貸付の父子家庭への対象拡大が検討課題。

具体的な対応

I. 相談支援体制の構築

《支援を必要とする家庭に必要な支援が届くよう相談支援体制を構築》

- 支援メニューを組み合わせる総合的・包括的な支援を行うワンストップの相談窓口の構築【予】
- 支援施策の広報啓発活動の強化【予・法】
- ニーズを踏まえた自治体での支援メニューの計画的整備【予・法】
- 父子家庭への支援の推進、施策の周知徹底【予・法】

II. 支援メニューの充実

《安定した雇用による就労自立を実現》

- ワンストップの相談窓口による関係機関と連携した就業支援【予】
- 就業支援関連事業等（就業支援講習会、相談関係職員の研修、自立支援プログラム策定等の拡充）の充実強化【予】
- 資格取得のための給付金の非課税化【税・法】

《就業等と子育ての両立及び子どもの健全育成を実現》

- 就職活動等の際の保育サービス（日常生活支援事業）の拡充等【予・法】
- 児童訪問援助員の派遣、学習支援ボランティア事業の拡充【予・法】

《養育費確保支援を推進、経済的支援の機能を強化》

- 養育費、面会交流に関する周知啓発、連携した相談体制【予】
- 児童扶養手当の公的年金との差額支給【予・法】
- 母子福祉資金貸付の父子家庭への対象拡大【予・法】

ひとり親家庭における子育て・就業の両立による就業自立、子どもの健全育成を実現。

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律案（概要）

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、職場・地域における子育てしやすい環境の整備に向け、次世代育成支援対策推進法の有効期限の延長、一般事業主行動計画の策定・届出義務に係る特例措置の創設、母子家庭及び父子家庭に対する支援の拡充、児童扶養手当と年金の併給調整の見直し等の所要の措置を講ずる。

主な改正事項

1. 次世代育成支援対策の推進・強化（次世代育成支援対策推進法の一部改正）

（法律の有効期限の延長）

① 法律の有効期限を平成37年3月31日まで10年間延長する。

（新たな認定（特例認定）制度の創設）

② 雇用環境の整備に関し適切な行動計画を策定し実施している旨の厚生労働大臣による認定を受けた事業主のうち、特に次世代育成支援対策の実施の状況が優良なものについて、

- ・厚生労働大臣による新たな認定（特例認定）制度を創設
- ・特例認定を受けた場合、一般事業主行動計画の策定・届出義務に代えて、当該次世代育成支援対策の実施状況の公表を義務付ける 等

2. ひとり親家庭に対する支援施策の充実（母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法の一部改正）

（母子家庭等に対する支援の拡充）

① 都道府県等による母子家庭等への支援措置の積極的・計画的な実施や関係機関の連携等に係る規定の整備など母子家庭等への支援体制の充実を図るとともに、高等職業訓練促進給付金（※）等の公課禁止など母子家庭等への支援の強化を図る。

※ 母子家庭の母等が就職に有利な資格を取得するために養成機関で修業する期間の生活を支援するための給付金。

（父子家庭に対する支援の拡充）

② ①に加え、父子福祉資金制度（父子家庭に修学資金、生活資金等を貸し付ける制度）の創設等、父子家庭に対する支援を拡充するとともに、法律の題名を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

（児童扶養手当と年金の併給調整の見直し）

③ 児童扶養手当の支給対象とされていない公的年金給付等の受給者等について、公的年金給付等の額に応じて、児童扶養手当の額の一部を支給する。

【施行期日】 1については平成27年4月1日（①については公布日）
2については平成26年10月1日（③については平成26年12月1日）

ひとり親家庭支援施策の主な改正事項

ひとり親が就業し、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、また、「子どもの貧困」対策にも資するよう、ひとり親家庭への支援施策を強化。

※ 平成22年の児童扶養手当法改正法附則の施行3年後の検討規定に基づく見直し。

母子及び寡婦福祉法の改正

1. ひとり親家庭への支援体制の充実

- 母子家庭等が地域の実情に応じた最も適切な支援を総合的に受けられるよう、①都道府県・市等による支援措置の計画的・積極的実施、周知、支援者の連携・調整、②母子・父子自立支援員(*3(2)参照)等の人材確保・資質向上、③関係機関による相互協力について規定。

2. ひとり親家庭への支援施策・周知の強化

(1) 就業支援の強化

高等職業訓練促進給付金等を法定化し、非課税化。 ※母子家庭の母等が就職に有利な資格を取得するために養成機関で修業する期間の生活を支援するための給付金。

(2) 子育て・生活支援の強化

保育所入所に加え、放課後児童健全育成事業等の利用に関する配慮規定を追加。

子どもへの相談・学習支援、ひとり親同士の情報交換支援等に係る予算事業を「生活向上事業」として法定化。

(3) 施策の周知の強化

就業支援事業、生活向上事業に支援施策に関する情報提供の業務を規定。

3. 父子家庭への支援の拡大

- (1) 法律名を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改称。父子家庭への福祉の措置に関する章を創設。

- (2) 母子福祉資金貸付等の支援施策の対象を父子家庭にも拡大するほか、母子自立支援員、母子福祉団体等や基本方針、自立促進計画の規定に父子家庭も対象として追加し、名称を「母子・父子自立支援員」、「母子・父子福祉団体」等に改称。

児童扶養手当法の改正

4. 児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直し

- 公的年金等を受給できる場合の併給制限を見直し、年金額が手当額を下回るときはその差額分の手当を支給。

施行期日

- (1) 1～3については、平成26年10月1日に施行。
- (2) 4については、平成26年12月1日に施行(平成27年4月から支払い)。

ひとり親家庭それぞれの様々な課題に対し、適切な支援メニューを組み合わせることで総合的・包括的な支援を行う。

(1) 総合的な支援のための相談窓口の整備

自治体の規模、支援サービスの状況など地域の実情に応じたワンストップの相談窓口の構築を推進。好事例を全国展開。

(2) 支援施策の充実強化

① 転職・キャリアアップ支援等の就業支援関連事業等の充実強化 ② 子どもに対するピア・サポートを伴う学習支援の推進

ひとり親家庭の支援に関する主な課題

- ① 相談支援体制が不十分（多岐にわたる課題を把握・整理し、適切な支援メニューにつなげることができていない）
- ② 地域により支援メニューの実施状況にばらつきがある
- ③ 支援施策が知られておらず、利用が低調
- ④ 多くが非正規雇用で働いており、稼働所得が少ないため、個々の状況に応じた就業支援が必要
- ⑤ ひとりで仕事と子育てを両立するには、子育て・生活支援の充実が不可欠
- ⑥ 親との離別経験や将来への不安、親への気遣いなど特有の悩みを持つ子どもへの支援が必要
- ⑦ 貧困率の改善が求められている（子どもがいる現役世帯の「大人が一人」の相対的貧困率 50.8%）

具体的施策

総合的な支援の枠組みの構築【新規】 2.9億円

- 総合的な支援のための相談窓口の整備
母子自立支援員に加え新たに就業支援専門員を配置し、ワンストップの相談窓口で適切な支援メニューを組み合わせることにより総合的・包括的な支援を実施（109か所）
- 支援施策に関する広報啓発活動の強化
- 国による地方自治体への支援
地方自治体の支援体制の検証、好事例の全国展開 等

就業支援関連事業等の充実強化 2.5億円

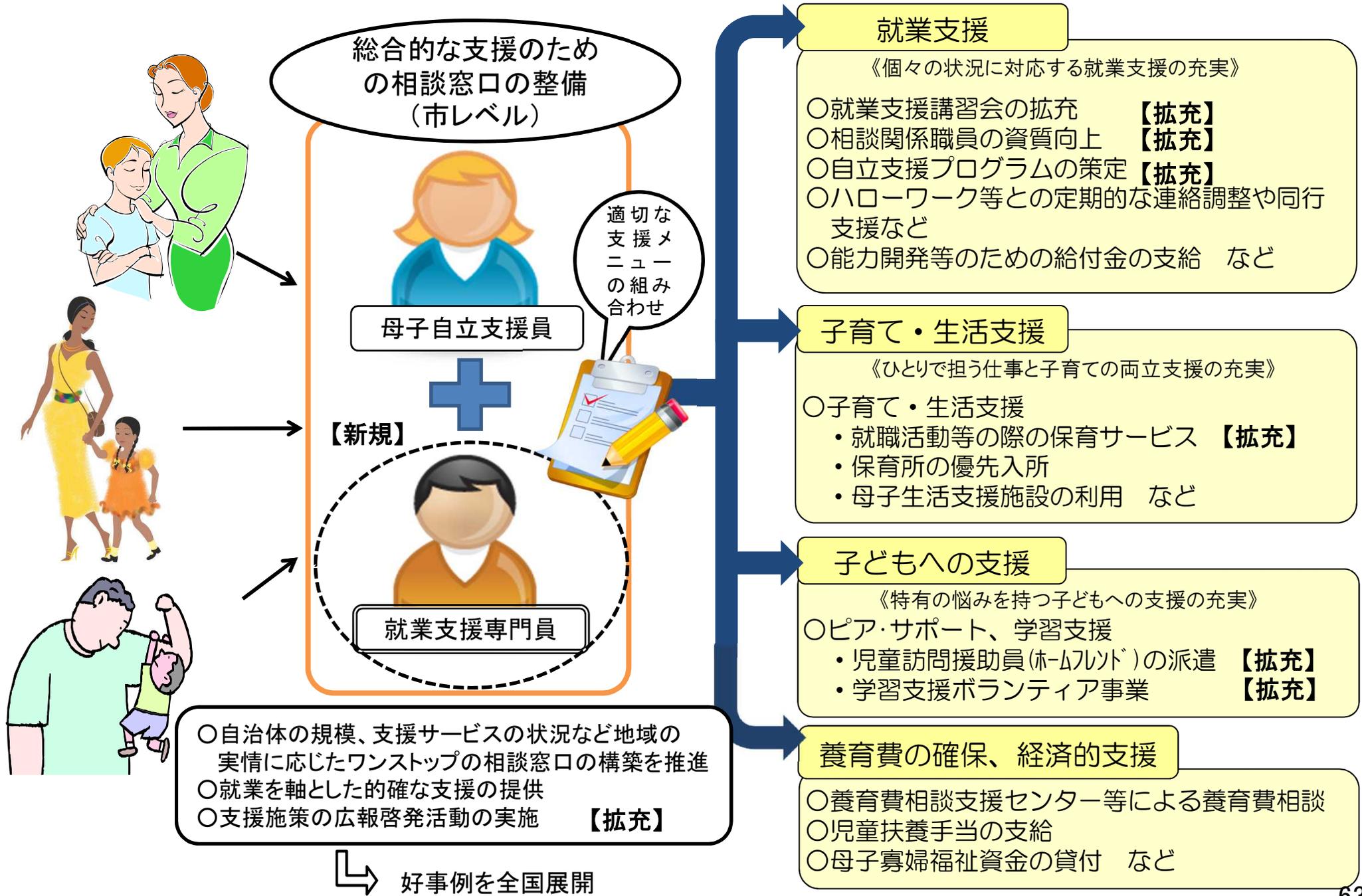
- 身近な地域での事業の充実強化
(1) 就業支援講習会の拡充、相談関係職員の研修等の充実
(2) 個々の状況に即した自立支援プログラムの策定の拡充
(3) 就職活動等の際の生活援助や保育サービスの提供等の拡充

子どもへの支援の推進(ピア・サポート、学習支援) 2.7億円

- 子どもが気軽に相談できる児童訪問援助員（ホームフレンド）の派遣の拡充
- 子どもに寄り添うピア・サポートも行いつつ、学習意欲の喚起や教科指導等を行う学習支援ボランティア事業の拡充

支援施策の充実強化

ひとり親家庭への総合的な支援



參考資料

平成26年度母子寡婦等福祉対策関係予算案の概要

(平成25年度予算額) (平成26年度予算案額)
218,137百万円 → 225,692百万円

1 就業支援、子育て・生活支援、養育費確保支援等の推進

(一部新規)
41,140百万円

○ ひとり親家庭への総合的な支援体制の強化 817百万円(再掲)

「日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)」において、女性が活躍できる環境整備を推進することとされ、「母子家庭の母等への就業支援」が位置づけられ、また、子どもの貧困対策の強化が求められていることから、ひとり親家庭それぞれの様々な課題に対し、適切な支援メニューを組み合わせて総合的・包括的な支援を行うため、相談体制の強化等を図るとともに、就業支援関連事業及び子どもに対する支援施策の充実強化を図る。

- ① 自治体の規模、支援サービスの状況など地域の実情に応じたワンストップの相談窓口の構築を推進するとともに、自治体の支援体制を検証し、好事例について全国へ展開する。
- ② 転職・キャリアアップ支援等の就業支援関連事業の充実強化や子どもに対するピア・サポート(当事者等による支援)を伴う学習支援等の推進を図る。

(1) 就業支援の推進

○ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業(新規) (母子家庭等対策総合支援事業(9,095百万円)の内数)

地方自治体の相談窓口に、新たに就業支援に専念する「就業支援専門員」を配置することにより、就業支援の専門性と体制を確保するとともに、母子自立支援員のその他の専門性を高めることにより、相談支援体制の質・量の充実を図り、包括的・総合的な高度な支援を実現する。

○母子家庭等就業・自立支援事業 (母子家庭等対策総合支援事業(9,095百万円)の内数)

母子家庭等就業・自立支援センター等で、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供する母子家庭等就業・自立支援事業を推進する。

また、これまで安心こども基金において行われてきた「職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス事業」、及び「職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業」については、平成26年度から本事業へ組み入れて実施する。

○母子自立支援プログラム策定等事業

(母子家庭等対策総合支援事業(9,095百万円)の内数)

個々の母子家庭の母等の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、きめ細かな就業支援等を行う母子自立支援プログラム策定等事業を推進する。

また、これまで安心こども基金において行われてきた「就業・社会活動困難者への戸別訪問事業」のうち、「戸別訪問による相談支援等」については、平成26年度から本事業へ組み入れて実施する。

○母子家庭等自立支援給付金事業

(母子家庭等対策総合支援事業(9,095百万円)の内数)

・高等技能訓練促進費等事業

(母子家庭等対策総合支援事業(9,095百万円)の内数)

看護師等経済的自立に効果的な資格を取得するため2年以上養成機関で修業する場合に、生活費の負担軽減のため高等技能訓練促進費を支給するとともに、養成課程の修了後に入学支援修了一時金を支給する。

・自立支援教育訓練給付金事業

(母子家庭等対策総合支援事業(9,095百万円)の内数)

地方公共団体が指定する教育訓練講座を受講した母子家庭の母等に対して、講座修了後に受講料の一部を支給する。

○ひとり親家庭への総合的な支援体制の強化に係る調査研究等事業(新規)

20百万円

地方自治体による総合的・包括的な支援のための相談窓口の強化(就業支援専門員を配置した支援の実施)を支援するため、地方自治体における総合的・包括的な支援の取組や就業支援の好事例の収集と情報提供等を行う。

○キャリアアップ助成金の活用

9,110百万円

平成25年12月に閣議決定された「好循環実現のための経済対策」において拡充することとされた「キャリアアップ助成金」の活用により、母子家庭の母等を含む有機契約労働者等の正規雇用等への転換等の推進や短時間正社員制度の普及を図る。
(職業安定局予算に計上。予算案額には母子家庭の母等以外の者の分を含む。)

○母子家庭の母等に対する職業訓練の実施

936百万円

・ 託児サービスを付加した委託訓練、準備講習付き職業訓練の実施

民間教育訓練機関等に委託して行う職業訓練について、母子家庭の母等子どもの保育を必要とする者が職業訓練を受講する際に、併せて託児サービスを提供する。当該訓練のうち、「自立支援プログラム」の対象者等に対しては、母子家庭の母等の職業的自立を促すための方策として、「職業訓練」に先立ち、就職の準備段階としての「準備講習」を行う準備講習付き職業訓練を実施する。
(職業能力開発局予算に計上)

・ 母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースの実施

民間教育訓練機関等において、配偶者からの暴力(DV)被害者である母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースを実施する。併せて、託児サービスを提供する。(職業能力開発局予算に計上)

○マザーズハローワーク事業の拡充

2,799百万円

事業拠点の増設(177か所→180か所)等、マザーズハローワーク事業の充実を図る。(職業安定局予算に計上)

○生活保護受給者等就労自立促進事業の推進

7,216百万円

生活保護受給者及び児童扶養手当受給者を含む生活困窮者に対する効果的な自立支援のため、ハローワークと地方自治体が一体となった就労支援を推進する。(職業安定局予算に計上。予算案額には母子家庭の母等以外の者の分を含む。)

○トライアル雇用奨励金の活用

11,892百万円

平成25年12月に閣議決定された「好循環実現のための経済対策」において拡充することとされた「トライアル雇用奨励金」の活用により、母子家庭の母等の早期就職の実現や雇用機会の創出を図る。
(職業安定局予算に計上。予算案額には母子家庭の母等以外の者の分を含む。)

○在宅就業に関する情報提供

12百万円

子育てと生計の維持という二重の負担を抱える母子家庭の母等にとって、仕事と家庭の両立を図りやすい働き方である在宅就業を推進するため、先駆的な取組事例等を収集・集約し、地方自治体に情報提供を行うこと等の支援を行う。

(2) 子育て・生活支援の推進

○母子家庭等日常生活支援事業

(母子家庭等対策総合支援事業(9,095百万円)の内数)

母子家庭の母等が、自立のための資格習得や疾病などにより一時的に生活援助、保育のサービスが必要となった場合に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において児童の世話などを行う。

○ひとり親家庭生活支援事業

(母子家庭等対策総合支援事業(9,095百万円)の内数)

相談支援、生活支援講習会の開催、ひとり親家庭の情報交換のほか、児童訪問援助員(ホームフレンド)の派遣や学習支援ボランティア事業による子どもへの支援により、ひとり親家庭の生活の支援を図る。

(3) 養育費確保支援の推進等

○養育費相談支援センター事業

56百万円

養育費相談支援センターで、養育費の取り決めや面会交流の支援に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行うことにより、母子家庭等の自立の支援を図る。

○母子家庭等就業・自立支援事業(再掲)

(母子家庭等対策総合支援事業(9,095百万円)の内数)

母子家庭等就業・自立支援センター等に、養育費に関する専門知識を有する相談員を配置し、養育費の取り決め等について相談・情報提供を行うこと等により養育費の確保を図るとともに、母子家庭等の児童の健やかな成長を支援するため面会交流の支援を行う。

2 自立を促進するための経済的支援

178,654百万円

(1) 児童扶養手当

173,614百万円

離婚によるひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、これらの家庭の児童について手当を支給し、児童福祉の増進を図る。なお、平成26年通常国会に改正法案を提出し、公的年金との併給制限の見直し、手当より低額の年金を受給する場合には、その差額分について手当を支給することを検討し、必要な措置を講ずる。

(2) 母子寡婦福祉貸付金

5,040百万円

母子家庭や寡婦の自立を促進するため、技能取得等に必要な資金の貸付けを行う母子寡婦福祉貸付金による経済的支援を行う。なお、平成26年通常国会に改正法案を提出し、貸付の対象について、父子家庭に拡大することを検討し、父子家庭に拡大するため必要な措置を講ずる。

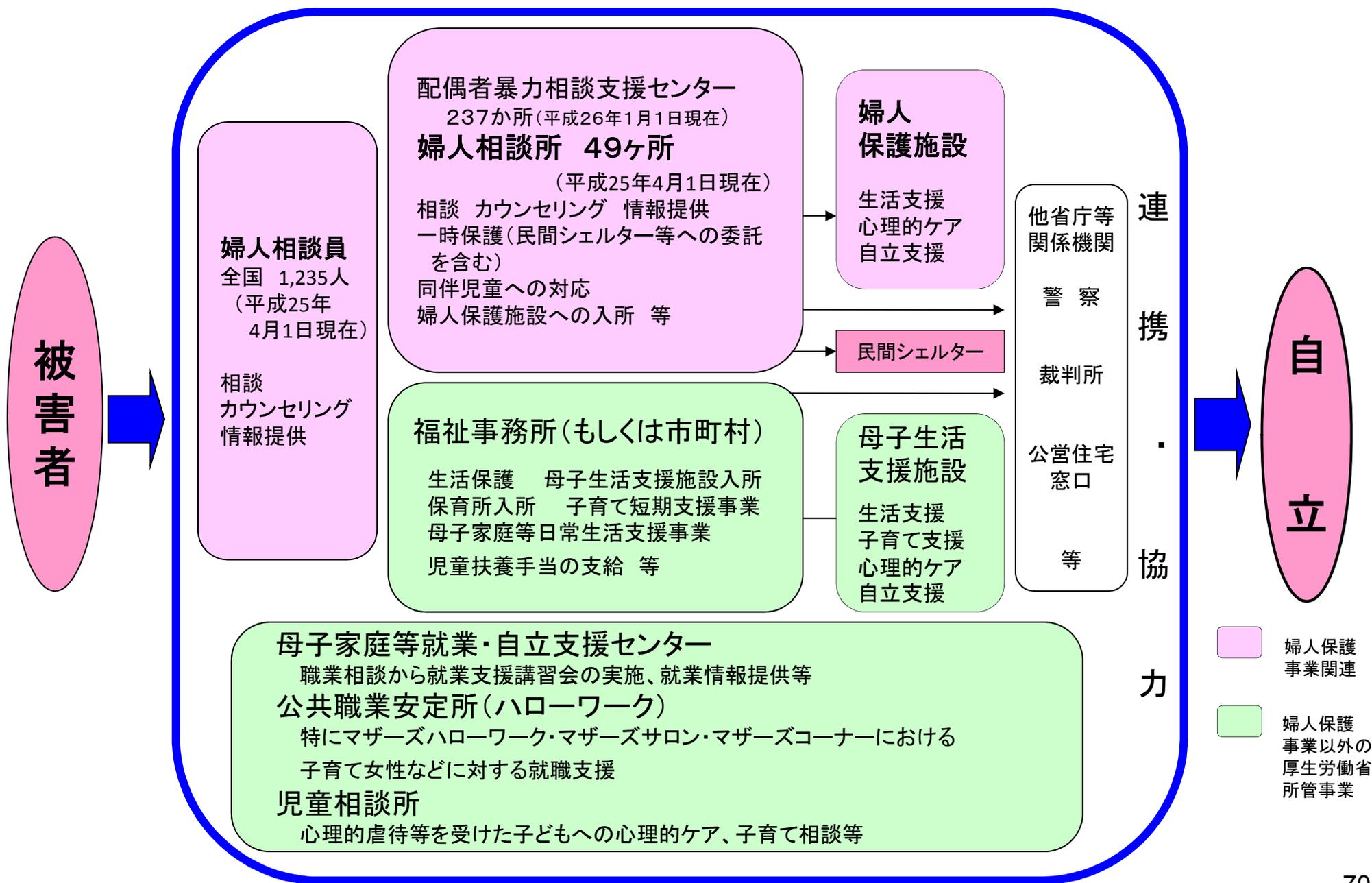
3 配偶者からの暴力（DV）防止など、婦人保護事業の推進

（一部新規）5,898百万円

配偶者からの暴力(DV)被害者に対して、婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取組を推進するとともに、婦人相談所において一時保護された者などが、地域で自立し、定着するための支援を行うモデル事業を実施する。

（児童虐待・DV対策等総合支援事業（統合補助金）含む。）

厚生労働行政における婦人保護事業関係機関（概要）

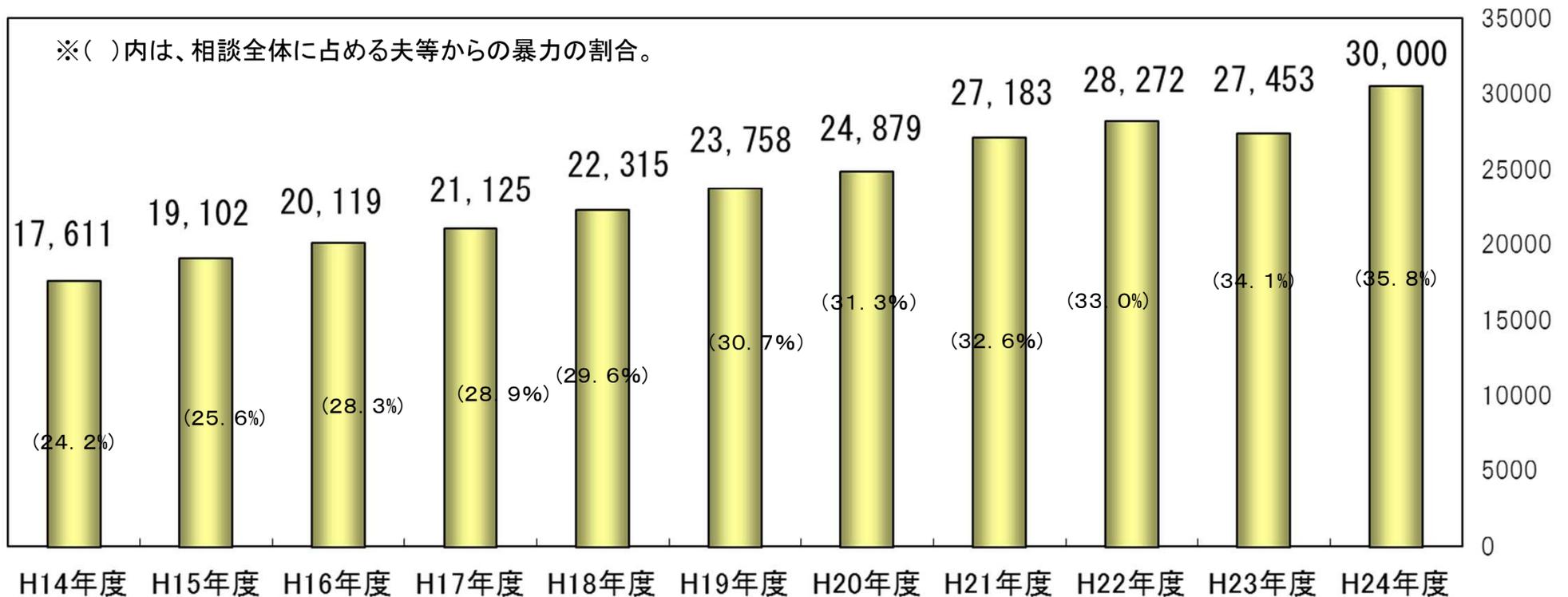


(4) 婦人相談所及び婦人相談員による相談

○婦人相談所及び婦人相談員における夫等からの暴力の相談件数の相談全体に占める割合は、年々増加。

夫等からの暴力の相談件数及び相談全体に占める割合(来所相談)

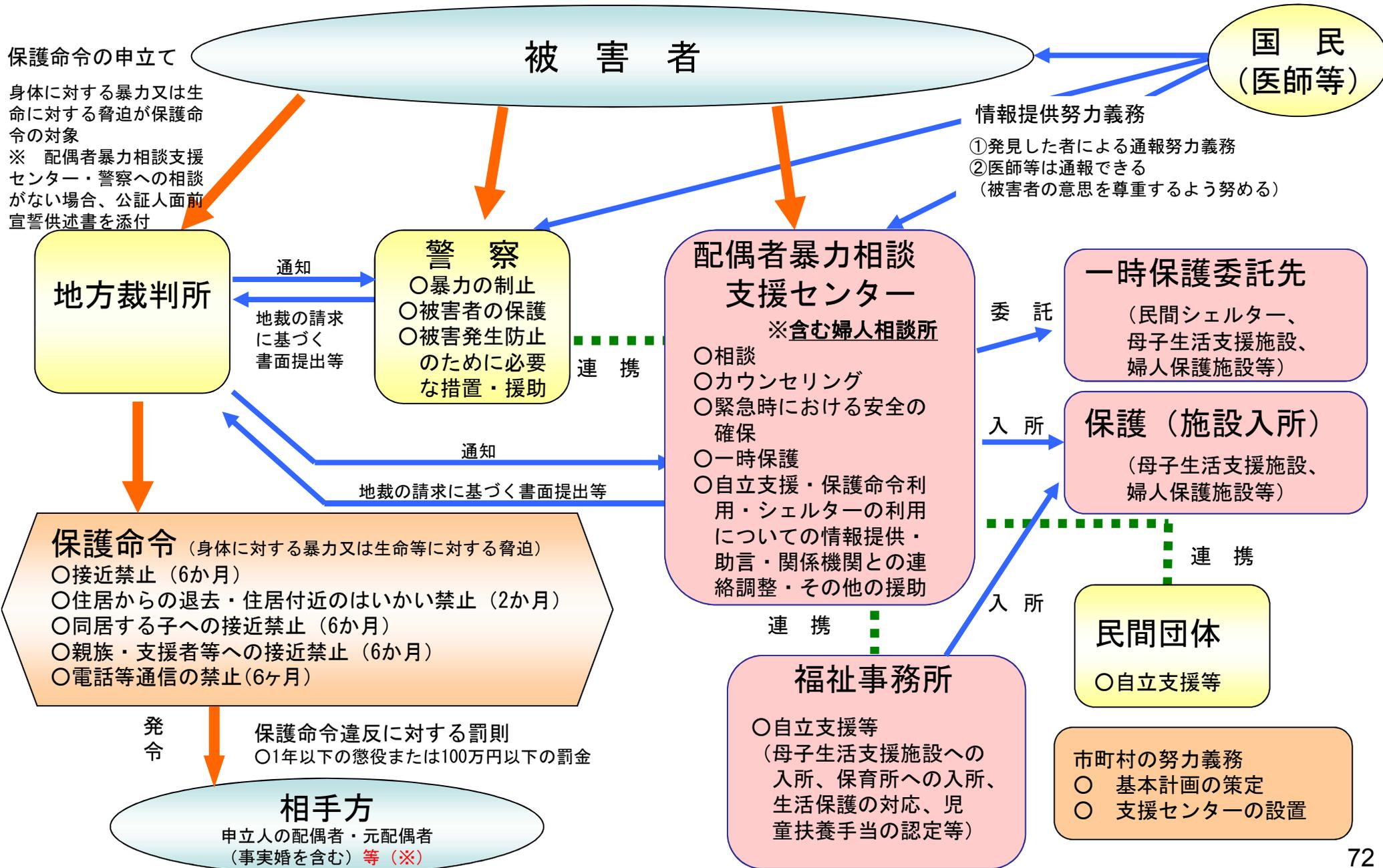
(人数)



(厚生労働省家庭福祉課調べ)

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」のスキーム

は厚生労働省に
関係するもの



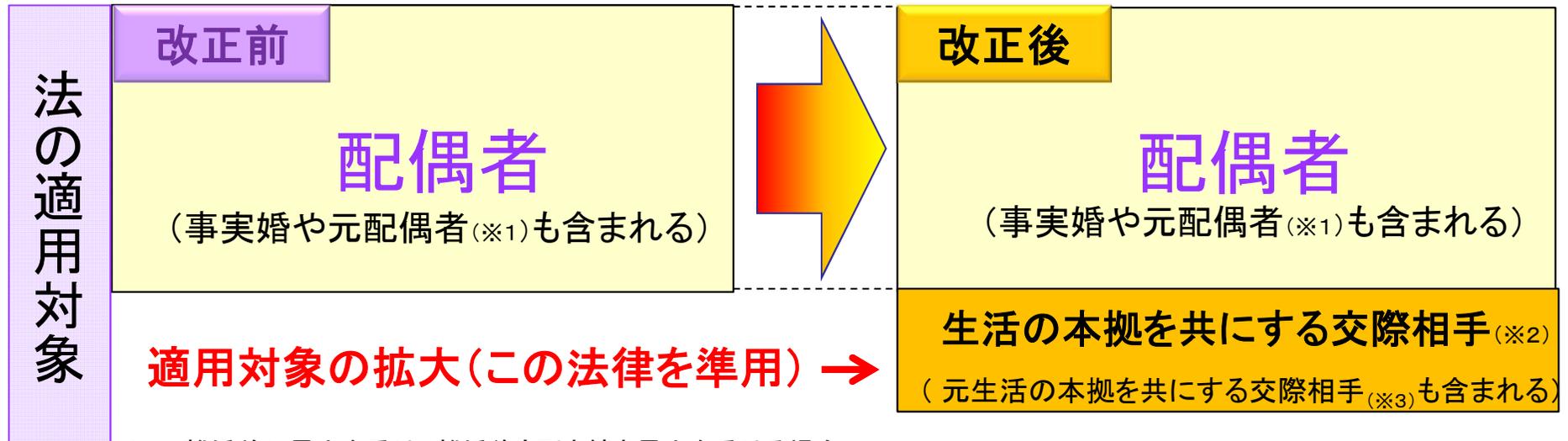
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正について

- ◆平成25年6月26日に成立、同年7月3日に公布（議員立法）
- ◆平成26年1月3日より施行（公布の日から起算して6月を経過した日）

改正内容

- 「生活の本拠を共にする交際相手」からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象 ※下図参照
- 法律の題名「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」

【図】配偶者暴力防止法の適用対象の拡大について



※1 離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合

※2 婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く

※3 生活の本拠を共にする交際関係を解消する前に暴力を受け、解消後も引き続き暴力を受ける場合

詳細は内閣府のホームページを御覧ください。 <http://www.gender.go.jp/e-vaw/law/dv2507.html>

婦人相談所一時保護

昭和32年4月

売春防止法に基づき、婦人相談所に要保護女子の一時保護を行う施設を設置。

(平成19年4月～定員を超える場合は一時保護委託が可能となった。)

平成14年4月～

DV法に基づき、暴力被害女性及び同伴家族の一時保護を行うこととされた。
また、民間シェルター等への一時保護委託が可能となった。

平成16年12月～

人身取引対策行動計画に基づき、婦人相談所及び一時保護委託先施設において、人身取引被害者の一時保護を行うこととなった。

(平成17年度より一時保護委託を実施)

平成23年3月～

第3次男女共同参画基本計画を踏まえ、恋人からの暴力の被害者を一時保護の委託対象に加えた。

平成23年7月～

母子生活支援施設において、妊娠段階から出産後まで一貫して母子の支援を行うことが可能となるよう、支援を行うことが特に必要であると認められる妊産婦を一時保護の委託対象に加えた。

一時保護委託の状況

- 平成14年度に一時保護委託制度を創設。
- 委託契約施設数は年々増加し、平成25年4月1日現在で328施設。
(うちDV防止法第3条第4項に基づく委託先でない施設(売春防止法・人身取引関係のみ)が2か所)
- 平成24年度における一時保護委託人数は、DVケース以外を含めて、3,834人。
(女性本人1,721人、同伴家族2,113人)である。
- DVケース以外を含めて、女性本人の平均在所日数14.5日となっている。(一時保護委託ケース)

一時保護の委託契約施設数(平成25年4月1日現在)

施設区分	母子生活支援施設	民間団体	児童福祉施設 (注1)	婦人保護施設	老人福祉施設	身体障害者施設	知的障害者施設	保護施設	その他	合計
か所数 (注2)	106 (108)	105 (98)	45 (32)	20 (22)	9 (8)	8 (8)	25 (19)	6 (6)	4 (2)	328 (303)

(注1) 母子生活支援施設を除く。(注2) ()内は、平成24年4月1日現在

妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について



妊娠等に関する相談窓口 ※各都道府県等で設置、周知

相談窓口

女性健康支援センター	児童相談所	保健所	市町村保健センター	福祉事務所	婦人相談所
<ul style="list-style-type: none"> 女性のライフステージに応じた健康相談(妊娠、出産に係る悩みについての相談を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> 養育困難にかかる相談施設入所 特別養子縁組を含む里親委託 	<ul style="list-style-type: none"> 母子保健についての知識の普及(妊娠、分娩、出産、育児等についての相談) 	<ul style="list-style-type: none"> 母子保健についての知識の普及(妊娠、分娩、出産、育児等についての相談) 妊産婦・その配偶者等に対する妊娠、出産、育児に関する保健指導 	<ul style="list-style-type: none"> 下記についての相談・対応 生活相談(生活保護申請) 児童家庭相談(家庭児童相談室等) 要保護女子・配偶者等からの暴力(DV)等の相談(婦人相談員) 入院助成制度の利用 母子生活支援施設の入所 	<ul style="list-style-type: none"> 要保護女子・配偶者等からの暴力(DV)等被害者(福祉的支援の必要な妊産婦含む)への相談・対応・保護
<p>設置数 40か所(国庫補助を受けず自治体単独で実施している事業も含む)(平成22年度)</p>	<p>設置数 205か所(平成22年度)</p>	<p>設置数 都道府県 374か所、政令市50か所、中核市40か所、その他政令市7か所、特別区23か所(平成22年4月1日現在)</p>	<p>設置数 2726か所(平成20年10月現在)</p>	<p>設置数 全国1242か所(平成21年10月1日現在)</p>	<p>設置数 全国49か所(平成22年4月1日現在)</p>
<p>実施主体 都道府県・指定都市・中核市</p>	<p>実施主体 都道府県・指定都市・児童相談所設置市</p>	<p>実施主体 都道府県・政令市・中核市・特別区</p>	<p>実施主体 市区町村(特別区を含む)、政令市</p>	<p>実施主体 都道府県・政令市・中核市・市(特別区を含む)・福祉事務所を設置する町村</p>	<p>実施主体 都道府県</p>

相談内容に応じて他の相談機関を紹介し連携

保護・支援制度

助産施設	里親	養子縁組(特別養子縁組・普通養子縁組)	乳児院	母子生活支援施設	婦人保護施設
<ul style="list-style-type: none"> 経済的理由により入院助産を受けることができない場合において、当該妊婦からの申込みがあった場合に、助産施設において助産を実施。 例)生活保護世帯、市町村民税非課税世帯。また、所得税課税世帯の妊産婦で所得税8,400円までの者(出産一時金が42万円以上(産科医療保障制度3万円含む)以上支給される者を除く) 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の養育を委託する制度 	<ul style="list-style-type: none"> 普通養子縁組:家庭裁判所の許可により成立。(民法第792条以下に規定) 特別養子縁組:家庭裁判所の審判により成立。実親との親子関係が終了する。 	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児を入所させて、養育し、併せて退所した者について相談その他の援助を行う施設 	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者のいない女性とその監護すべき児童を入所させ、生活を支援する。 ※ 都道府県婦人相談所が一時保護の委託契約を締結していれば妊産婦の保護も可能で、出産後も母子入所継続が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 要保護女子、DV等の被害者で保護が必要な女子等を入所させ、自立に向けた支援を行う。(妊産婦の保護も可能。必要であれば、新生児も含め子ども同伴入所可能。)
<p>施設数 461か所(定員3,621人) (平成22年3月末現在)</p>	<p>設置数 委託里親数2,837人 (平成22年3月末現在)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 里親が養子縁組を希望し、子どもが適合する場合には、児童相談所は里親委託から、養子縁組への移行を支援する。 望まない妊娠で保護者の養育できない・しない意向が明確な場合、特別養子縁組を前提とした新生児里親委託の方法が有用。 	<p>設置数 全国124か所(平成22年3月末現在)</p>	<p>施設数 272か所(定員5,430世帯) (平成22年3月末現在)</p>	<p>施設数 全国49か所(定員1387人) (平成22年4月1日現在)</p>
<p>利用決定機関 福祉事務所</p>	<p>措置機関 児童相談所</p>		<p>措置機関 児童相談所</p>	<p>利用決定機関 福祉事務所</p>	<p>措置機関 婦人相談所</p>

子どもの貧困対策の推進に関する法律 <平成25年法律第64号> (概要)

平成25年6月19日成立／平成25年6月26日公布

目的

○ この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

※ その他、基本理念、国の責務、地方公共団体の責務、国民の責務、法制上の措置等及び対策の実施の状況の公表について規定

大綱の策定・基本的施策

○ 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するための大綱を定めなければならない。

○ 大綱では、「子どもの貧困対策に関する基本的な方針」、「子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策」、「教育の支援に関する事項」、「生活の支援に関する事項」、「保護者に対する就労の支援に関する事項」、「経済的支援に関する事項」及び「調査及び研究に関する事項」を定める。

※衆議院厚生労働委員会決議

政府は、大綱を作成するに際しては、子どもの貧困対策に関し優れた見識を有する者や貧困の状況にある世帯に属する者、これらの者を支援する団体等、関係者の意見を会議で把握した上で、これを作成すること。

○ 都道府県は、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める。

子どもの貧困対策会議

子どもの貧困対策会議（関係閣僚で構成）を設置する。

施行期日等

○ 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

○ 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

子どもの貧困対策の推進に関する法律について (平成25年法律第64号)

現状・背景

- 子どもの貧困率
18歳未満の子どもで **15.7%** (2010年OECD加盟34カ国中25位)
(2009年厚労省データ) (OECD(2014)データ) ※日本の数値は2009年
- ひとり親世帯での貧困率 **50.8%** (2010年OECD加盟34カ国中33位)
(2009年厚労省データ) (OECD(2014)データ) ※日本の数値は2009年
- 生活保護世帯の子ども的高等学校等進学率 **89.9%** (全体 98.4%)
(2013年厚労省/文科省データ)
- 世代を超えた「貧困の連鎖」

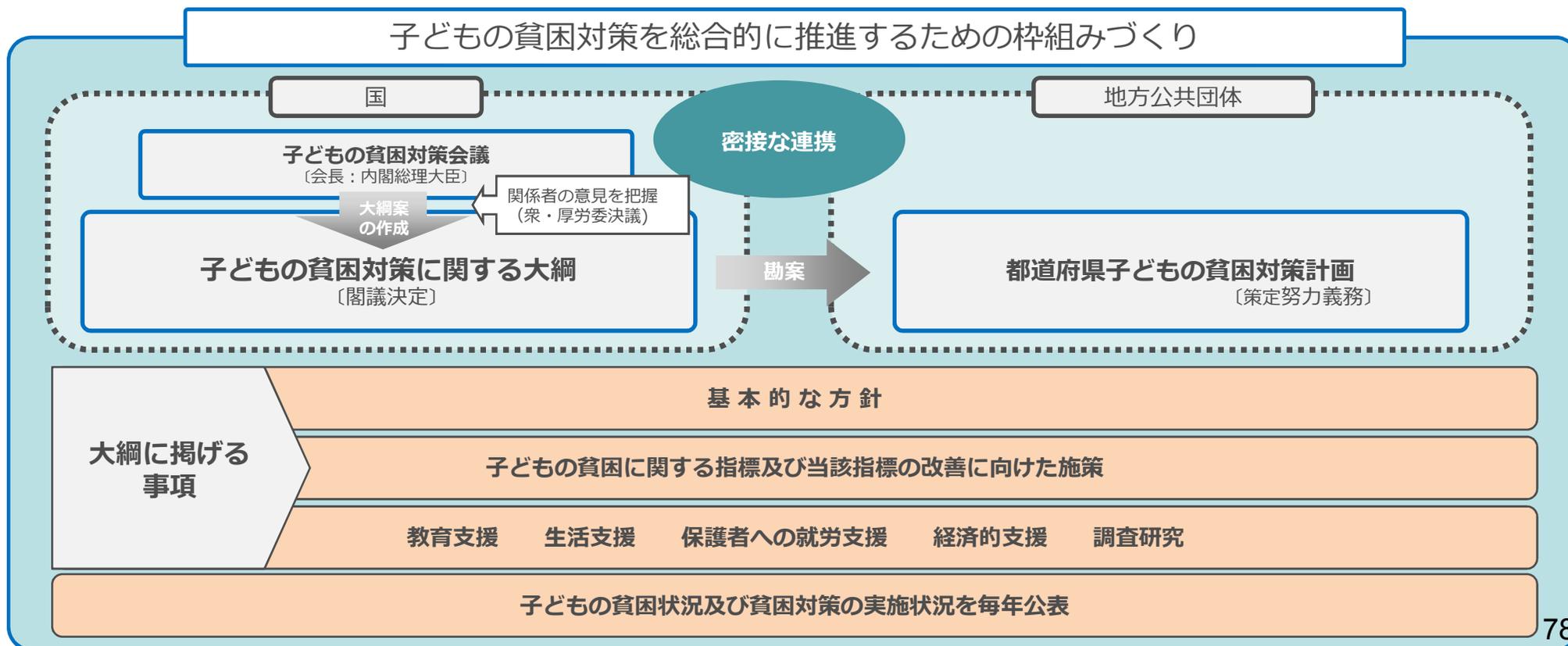
目的・基本理念

この法律は、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

■ 子どもの貧困対策は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として推進されなければならない。

■ 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、総合的な取組として行わなければならない。

子どもの貧困対策を総合的に推進するための枠組みづくり



母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成24年度実績)

		都道府県							市等							
		母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	母子家庭及び寡婦自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業
				自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費等事業					母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費等事業			
北海道・東北ブロック	1北海道	◎	◎	◎	◎	◎			札幌市、旭川市、夕張市、千歳市、石狩市、稚内市、帯広市、釧路市(8/35)	札幌市、旭川市、函館市(3/3)	北見市、帯広市、釧路市、室蘭市(4/32)	札幌市、旭川市、函館市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、岩見沢市、美唄市、芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、深川市、小樽市、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、北斗市、士別市、名寄市、富良野市、稚内市、網走市、帯広市、釧路市、根室市(30/35)	札幌市、旭川市、函館市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、岩見沢市、芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、深川市、小樽市、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、北斗市、士別市、名寄市、富良野市、稚内市、網走市、帯広市、釧路市、根室市(29/35)	札幌市、旭川市、函館市、石狩市、名寄市、砂川市、深川市(左記以外の市在住者分は道の事業対象に含め実施)(35/35)	札幌市、旭川市、函館市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、赤平市、深川市、室蘭市、知内町、名寄市、富良野市、北見市、釧路市(16/179)	札幌市、名寄市(2/179)
	2青森県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	青森市、五所川原市(2/10)	青森市(1/1)	(0/9)	青森市、弘前市、八戸市、むつ市、十和田市(5/10)	青森市(1/10)	青森市、弘前市(2/10)	青森市(青森市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(40/40)	(青森市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(39/40)
	3岩手県	◎	◎	◎	◎	◎	◎		盛岡市、大船渡市、釜石市(3/13)	盛岡市(1/1)	(0/12)	盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市(13/13)	盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市(12/13)	盛岡市、宮古市、釜石市(左記以外の市在住者分は県の事業対象に含め実施)(13/13)	(県の事業対象に含め実施)(35/35)	(0/35)
	4宮城県	◎	◎	◎	◎	◎		◎	仙台市、気仙沼市(2/13)	仙台市(1/1)	(0/12)	仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、大崎市(11/13)	仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、塩竈市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市(13/13)	仙台市(1/13)	仙台市、塩竈市、名取市(3/35)	(県の事業対象に含め実施)(35/35)

※(A/B)は、Aは実施している自治体数、Bは実施することが可能な自治体数

			都道府県							市 等							
			母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	母子家庭及び寡婦自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業
					自立支援教育訓練給付事業	高等技能訓練促進費等事業					母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費等事業			
関東ブロック	10群馬県	◎	◎	◎	◎	◎			沼田市(1/12)	前橋市、高崎市(2/2)	(0/10)	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市(12/12)	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市(12/12)	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、藤岡市(左記以外の市在住者については県の事業対象に含め実施)(12/12)	(0/35)	(0/35)	
	11埼玉県	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、日高市、吉川市、白岡市(36/39)	さいたま市、川越市(2/2)	(0/38)	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市(40/40)	さいたま市、川越市、行田市、所沢市、狭山市、越谷市、戸田市、新座市、鶴ヶ島市(左記以外の市在住者分は県の事業対象に含め実施)(39/39)	さいたま市、川越市、所沢市、戸田市、北本市(5/63)	さいたま市、川越市(県の事業対象は全市町村)(63/63)		

	都道府県							市 等							
	母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	母子家庭及び寡婦自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業
			自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費等事業					母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費等事業			
関東ブロック	12千葉県	◎	◎	◎	◎	◎		千葉市、船橋市、柏市、市川市、松戸市、野田市、四街道市(7/36)	千葉市、船橋市、柏市(3/3)	野田市、浦安市(2/34)	千葉市、船橋市、柏市、市川市、館山市、木更津市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、印西市、白井市、富里市、南房総市、香取市、山武市、大網白里市(31/37)	千葉市、船橋市、柏市、市川市、館山市、木更津市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、浦安市、袖ヶ浦市、印西市、白井市、いすみ市、大網白里市(28/37)	千葉市、船橋市、柏市、市川市、松戸市、野田市、流山市、浦安市(8/37)	千葉市、野田市、佐倉市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市、白井市(7/54)	千葉市、野田市(2/54)

			都道府県							市等							
			母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	母子家庭及び寡婦自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業
					自立支援教育訓練給付事業	高等技能訓練促進費等事業					母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費等事業			
関東ブロック	13	東京都	◎	◎	◎	◎	◎		中央区、新宿区、世田谷区、杉並区、八王子市、三鷹市、府中市、調布市、日野市、国分寺市、福生市、羽村市(12/49)	小金井市(1/49)	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市(49/49)	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市(49/49)	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、八王子市、立川市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市(40/49)	中央区、港区、文京区、台東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、豊島区、北区、練馬区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、調布市、青梅市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市(40/62)	府中市、三鷹市、国立市(3/62)		

			都道府県							市 等							
			母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	母子家庭及び寡婦自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業
					自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費等事業					母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費等事業			
関東ブロック	14	神奈川県	◎	◎	◎	◎		◎	横浜市、川崎市、相模原市(3/19)	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市(4/4)	(0/15)	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老原市、座間市、南足柄市、綾瀬市(19/19)	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老原市、座間市、南足柄市、綾瀬市(18/19)	横浜市、川崎市、相模原市(3/19)	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老原市、座間市、南足柄市(町村在住者分は県の事業対象に含め実施)(30/33)	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市(4/33)	
	15	新潟県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	新潟市、長岡市、柏崎市、村上市(4/20)	新潟市(1/1)	(0/19)	新潟市、長岡市、上越市、三条市、柏崎市、加茂市、十日町市、見附市、村上市、燕市、五泉市、佐渡市、南魚沼市(13/20)	新潟市、長岡市、上越市、三条市、柏崎市、新発田市、十日町市、見附市、村上市、燕市、五泉市、阿賀野市、南魚沼市(13/20)	新潟市、長岡市、上越市(3/20)	新潟市(新潟市以外の市等在住者分には県の事業対象に含め実施)(31/31)	新潟市(新潟市以外の市等在住者分には県の事業対象に含め実施)(31/31)
中部ブロック	16	富山県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	(0/10)	富山市(1/1)	(0/9)	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(10/10)	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(10/10)	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市(10/10)	(市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(15/15)	(富山市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(14/15)

			都道府県							市等								
			母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	母子家庭及び寡婦自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	
					自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進等事業					母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費等事業				
中部ブロック	17	石川県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	金沢市、かほく市、小松市(3/11)	金沢市(1/1)	小松市(1/10)	金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、かほく市、羽咋市、白山市、能美市、野々市市(11/11)	金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、かほく市、羽咋市、白山市、能美市、野々市市(11/11)	金沢市、小松市、加賀市、能美市、野々市市(5/11)	金沢市、白山市、能美市、野々市市、中能登町(5/19)	金沢市、白山市、(左記の市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(19/19)	
	18	福井県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	鯖江市、越前市(2/9)	-	(0/9)	福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市(9/9)	福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市(9/9)	(県の事業対象に含め実施)(9/9)	福井市、敦賀市、小浜市、大野市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、南越前町(9/17)	福井市、越前市(左記及びその他の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(17/17)	
	19	山梨県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	都留市(1/13)	-	(0/13)	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、上野原市、中央市(10/13)	甲府市、都留市、富士吉田市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市(13/13)	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、南アルプス市、上野原市(6/13)	(県内市在住者分も県の事業対象に含め実施)(27/27)	山梨市(1/27)
	20	長野県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	長野市(1/19)	(長野市在住者分は県の事業対象に含め実施)(1/1)	(0/18)	長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、小諸市、伊那市、中野市、大町市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、安曇野市(14/19)	長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、大町市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、安曇野市(16/19)	(0/19)	上田市、須坂市、伊那市、茅野市、千曲市、安曇野市(6/77)	(県の事業対象に含め実施)(77/77)

			都道府県							市 等							
			母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	母子家庭及び寡婦自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業
					自立支援教育訓練給付事業	高等技能訓練促進費等事業					母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費等事業			
中部ブロック	21	岐阜県	◎	◎	◎	◎	◎		飛騨市(1/21)	岐阜市(1/1)	(0/20)	岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市(21/21)	岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市(21/21)	(県の事業対象に含め実施)(21/21)	大垣市、下呂市(2/42)	岐阜市、関市、可児市(3/42)	
	22	静岡県	◎	◎	◎	◎		◎	◎	静岡市、浜松市、沼津市、御前崎市(4/23)	静岡市、浜松市(2/2)	(0/21)	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市(23/23)	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市(23/23)	静岡市、浜松市、牧之原市(3/23)	静岡市、浜松市、袋井市、湖西市(市以外の在住者は県の事業対象として実施)(16/35)	静岡市、浜松市、湖西市(市以外の在住者は県の事業対象として実施)(15/35)

			都道府県							市等							
			母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	母子家庭及び寡婦自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業
					自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費等事業					母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費等事業			
中部ブロック	23	愛知県	◎	◎	◎	◎	◎		名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市、春日井市、豊川市、碧南市、刈谷市、安城市、蒲郡市、常滑市、東海市、知多市、高浜市、田原市、清須市、北名古屋市(17/38)	名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市(4/4)	半田市(1/34)	名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市(37/38)	名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、新城市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市(38/38)	名古屋市、豊橋市、豊田市、一宮市、半田市、春日井市、犬山市、小牧市、知多市、岩倉市、日進市、みよし市(12/38)	名古屋市、豊橋市、豊田市、一宮市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、新城市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、長久手市、美浜町(31/54)	豊橋市、西尾市、知多市、瀬戸市、春日井市、安城市、蒲郡市、犬山市、長久手市(9/54)	
	24	三重県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	鈴鹿市、亀山市、津市、志摩市、伊賀市(5/15)	—	(0/15)	桑名市、いなべ市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、伊勢市、鳥羽市、志摩市、尾鷲市、熊野市、伊賀市、名張市、多気町(15/15)	桑名市、いなべ市、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市、伊勢市、尾鷲市、志摩市、尾鷲市、熊野市、伊賀市、名張市、多気町(15/15)	四日市市、鈴鹿市、津市、名張市(4/15)	(県内市在住者分も県の事業対象に含め実施)(29/29)	(県内市在住者分も県の事業対象に含め実施)(29/29)

			都道府県							市等							
			母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	母子家庭及び寡婦自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業
					自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進等事業					母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費等事業			
近畿ブロック	28	兵庫県	◎	◎	◎	◎		◎	◎	神戸市、豊岡市、加古川市、高砂市、宝塚市(5/29)	神戸市、姫路市、尼崎市(西宮市在住者分は県の事業対象に含めて実施)(4/4)	0/25	神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市、明石市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、たつの市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市(29/29)	神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市、明石市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、たつの市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市(29/29)	神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市、明石市、芦屋市、伊丹市、加古川市、川西市、三田市、丹波市(13/29)	神戸市、姫路市(政令市及び中核以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(39/41)	西宮市(政令市及び中核以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(38/41)
	29	奈良県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	奈良市、桜井市、御所市、葛城市(4/13)	奈良市(1/1)	0/12	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市(12/13)	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市(12/13)	奈良市、大和高田市、橿原市、五條市、御所市、生駒市、香芝市(左記以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(13/13)	奈良市、下市町(左記市等以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(39/39)	0/39
	30	和歌山県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	和歌山市、橋本市、有田市、御坊市、紀の川市(5/9)	和歌山市(1/1)	0/8	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市(9/9)	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市(9/9)	和歌山市、海南市、田辺市(3/9)	和歌山市(和歌山市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(30/30)	和歌山市(和歌山市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(30/30)

		都道府県							市等										
		母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業				
				自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費等事業				母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費等事業							
中国 ブロック	31	鳥取県	◎	◎	◎	◎			◎	○	倉吉市(1/17)	—	(0/17)	倉吉市、岩美町、若桜町、琴浦町、北栄町、日南町、日野町、江府町(8/17)	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、八頭町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町(16/17)	米子市(1/17)	(県の事業対象に含め実施)(19/19)	(0/19)	
	32	島根県	◎	◎	◎ (県内の全市町村が実施)	◎ (県内の全市町村が実施)				◎	◎	松江市、益田市(2/19)	—	(0/19)	松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町(19/19)	松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町(19/19)	浜田市、安来市、雲南市(左記以外の市在住者分は県の事業対象に含め実施)(19/19)	(県の事業対象に含め実施)(19/19)	(県の事業対象に含め実施)(19/19)
	33	岡山県	◎	◎	◎	◎	◎					岡山市、倉敷市(2/18)	岡山市(倉敷市在住者分は県の事業対象に含め実施)(2/2)	(0/16)	岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、総社市、瀬戸内市、美作市(7/18)	岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、総社市、備前市、瀬戸内市、美作市、浅口市(9/18)	岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、瀬戸内市、美作市(6/18)	倉敷市、瀬戸内市(2/27)	(0/27)
	34	広島県	◎	◎	◎	◎	◎					広島市、福山市、呉市(3/22)	広島市、福山市(2/2)	(0/20)	広島市、福山市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町(21/22)	広島市、福山市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町(22/22)	広島市、福山市、竹原市、三原市、尾道市、三次市、庄原市、東広島市、北広島町(9/22)	広島市、府中市、三次市、坂町(4/23)	広島市、呉市(左記及び福山市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(22/23)

			都道府県							市 等									
			母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	母子家庭及び寡婦自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業		
					自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費等事業					母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費等事業					
中国ブロック	35	山口県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	下関市、長門市(2/14)	下関市(1/1)	(0/13)	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町(14/14)	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町(14/14)	下関市、宇部市、山陽小野田市(左記以外の市在住者等は県の事業対象に含め実施)(18/19)	(下関市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(18/19)		
		36	徳島県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	阿南市(1/8)	—	(0/8)	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市(8/8)	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市(8/8)	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市(8/8)	(県の事業対象に含め実施)(24/24)	(県の事業対象に含め実施)(24/24)	
			37	香川県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	さぬき市(1/8)	高松市(1/1)	(0/7)	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市(8/8)	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市(8/8)	高松市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市(5/8)	高松市(高松市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(17/17)	東かがわ市(1/17)
				38	愛媛県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、四国中央市、西予市、東温市(8/11)	松山市(1/1)	大洲市(1/10)	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市(11/11)	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市(11/11)	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市(11/11)	松山市(松山市以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(20/20)
39	高知県	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	(0/11)	高知市(1/1)	(0/10)	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市(11/11)	高知市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市(10/11)	高知市(高知市以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(11/11)	(0/34)	(0/34)		

		都道府県							市等							
		母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	
				自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費等事業				母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費等事業				
九州ブロック	40	福岡県	◎	◎	◎	◎	◎	○	北九州市、福岡市、筑紫野市、春日市、宗像市、古賀市、宮若市(7/28)	北九州市、福岡市、久留米市(3/3)	筑紫野市(1/25)	北九州市、福岡市、久留米市、大牟田市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、糸島市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市(27/28)	北九州市、福岡市、久留米市、大牟田市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、糸島市、古賀市、福津市、うきは市、嘉麻市、朝倉市、みやま市(28/28)	北九州市、福岡市、飯塚市、田川市、行橋市、福津市、宮若市、嘉麻市、朝倉市(11/28)	北九州市、福岡市、久留米市、飯塚市、田川市、柳川市、小郡市、春日市、大野城市、宗像市、糸島市、古賀市、福津市、うきは市、那珂川町、篠栗町、志免町、新宮町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、川崎町(23/60)	福岡市(1/60)
	41	佐賀県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	佐賀市(1/10)	—	佐賀市(1/10)	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市(10/10)	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市(10/10)	佐賀市、伊万里市(左記以外の市在住者分は県の事業対象に含め実施)(10/10)	(県の事業対象に含め実施)(20/20)	(県の事業対象に含め実施)(20/20)
	42	長崎県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	長崎市、松浦市、五島市(3/13)	長崎市(1/1)	(0/12)	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市(13/13)	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市(13/13)	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市(11/13)	長崎市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、西海市、雲仙市、南島原市(8/21)	長崎市(長崎市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(21/21)
	43	熊本県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	熊本市、山鹿市、玉名市、天草市、上天草市(5/14)	熊本市(1/1)	(0/13)	熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、天草市、山鹿市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市(12/14)	熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、天草市、山鹿市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市(14/14)	熊本市、人吉市、水俣市、玉名市、天草市、山鹿市、合志市(7/14)	熊本市、八代市、人吉市、水俣市、天草市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、上天草市、菊陽町、津奈木町(13/45)	熊本市(熊本市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(45/45)

	都道府県								市等							
	母子家庭及び 寡婦自立促進 計画	母子家庭等 自立支援 センター事 業	自立支援 給付金事業		母子自 立支援 プログ ラム策 定等事 業	母子家 庭等日 常生活 支援事 業	ひとり 親家庭 生活支 援事業	母子家庭及び寡婦 自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援 プログラム 策定等事業	母子家庭等 日常生活 支援事業	ひとり親家庭生活 支援事業	
			自立支援 教育訓練 給付金事 業	高等技能 訓練促進 費等事業					母子家庭等 就業・自立支援 センター事業	一般市等就業・ 自立支援事業	自立支援 教育訓練 給付金事業	高等技能訓練 促進費等事業				
都道府県 合計	継続して 実施(◎)	45	47	47	47	39	28	25	平成24年度実施状況							
	平成25年 度以降に 実施予定 (○)	2	0	0	0	1	0	2	226/851 (26.6%)	60/61 (98.4%)	21/790 (2.7%)	776/851 (91.2%)	772/851 (90.7%)	521/851 (61.2%)	970/1747 (55.5%)	813/1747 (46.6%)
	実施予定 なし	0	0	0	0	6	19	20								

<都道府県を含む実施状況>

母子家庭及び寡婦 自立促進計画	平成24年度実施状況							
	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援 プログラム 策定等事業	母子家庭等 日常生活 支援事業	ひとり親家庭生活 支援事業	
	母子家庭等 就業・自立支援 センター事業	一般市等就業・ 自立支援事業	自立支援 教育訓練 給付金事業	高等技能訓練 促進費等事業				
	271/898 (30.2%)	107/108 (99.1%)	21/790 (2.7%)	823/898 (91.6%)	819/898 (91.2%)	560/898 (62.4%)	998/1794 (55.6%)	837/1794 (46.7%)